

令和3年度第2回文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会次第

日時 令和3年11月2日(火) 午後2時から
会場 オンライン会議

1 開会

2 議事

(1) 諮問第1号

個人住民税の賦課・徴収に関する事務における全項目評価書の第三者
点検について

(2) 報告第1号

個人情報保護制度の見直しについて(情報提供)

3 その他

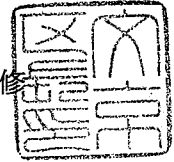
4 閉会



2021 文総総第 969 号
令和 3 年 10 月 12 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会 殿

文京区長 成澤 廣 修



令和 3 年度（情運）諮問第 3 号

個人住民税の賦課・徴収に関する事務における全項目評価書の第三者点検について、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

平成 26 年 4 月に特定個人情報保護評価制度が施行され、本区においても各評価実施機関において特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）の実施、各年度における評価の見直し及び直近の公表日から 5 年を経過する前における評価の再実施を行ってきた。

この度、個人住民税の賦課・徴収に関する事務について、特定個人情報保護評価の見直しにおいて、対象人数が 30 万人以上となり、しきい値判断の結果が変わり、新たに全項目評価を実施することとなった。全項目評価の実施に当たり、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により第三者による点検を行う必要があるため、その適合性及び妥当性について貴審議会のご意見をお伺いするものである。

2 添付資料

別添のとおり

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当

令和3年度(情運)諮問第3号 添付資料一覧

資料番号	資料名	備考	頁
第3-1号	特定個人情報保護評価の概要	平成30年5月 個人情報保護委員会事務局	1
第3-2号	特定個人情報保護評価 第三者点検のポイント		11
第3-3号	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)		13
第3-4号	特定個人情報保護評価書(全項目評価書)		21
第3-5号	【参考】システム構成イメージ		75
第3-6号	【参考】 特定個人情報保護評価に関する規則	平成26年4月 特定個人情報保護委員会	77
第3-7号	【参考】 特定個人情報保護評価指針	平成30年5月 個人情報保護委員会	87
第3-8号	【参考】 特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める 審査の観点における主な考慮事項	平成26年8月26日 特定個人情報保護委員会	109
第3-9号	【参考】 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)の概要	平成30年9月版 個人情報保護委員会事務局	137

特定個人情報保護評価の概要

平成30年5月
個人情報保護委員会事務局



目次

1. 特定個人情報保護評価の意義	1
2. 特定個人情報保護評価の実施主体	2
3. 特定個人情報保護評価の対象	3
4. 特定個人情報保護評価の実施手続	8
特定個人情報保護評価計画管理書	9
しきい値判断	10
基礎項目評価	11
重点項目評価	12
全項目評価	13
5. 特定個人情報保護評価の実施時期	15
6. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	18

特定個人情報保護評価の意義

特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

根拠法令等

- 番号法 第27条・第28条
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）

1

特定個人情報保護評価の実施主体

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者（行政機関の長等）のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

特定個人情報ファイルの「保有」とは・・・

- 特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、事実上支配している状態のこと。
- 番号法別表第一（第9条関係）の下欄に掲げる事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合のほか、行政機関の長等が番号法第19条第12号から第16号までのいずれかに該当するなどして、特定個人情報ファイルを保有する場合も含まれる。

実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報に関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

2

特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。
 - ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれら準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - イ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
 - ウ 対象人数が1000人未満の事務
 - エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

3

特定個人情報ファイルとは

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

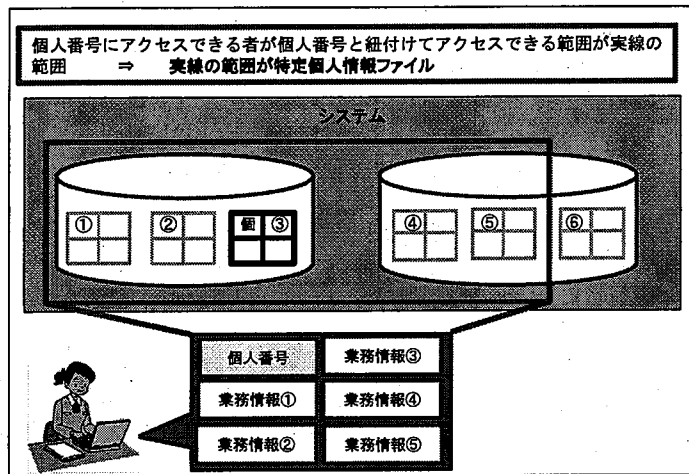
(1) 「個人情報ファイル・個人情報データベース等」とは

- 個人情報ファイル・個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合体であって、
- ア 個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル双方を含む。
- ※ ただし、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

4

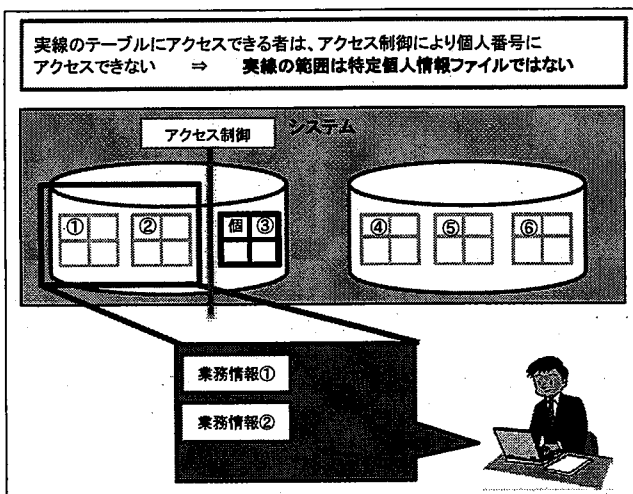
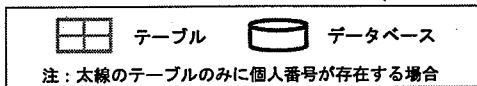
(2) 「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは

○ 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。（評価指針の解説P34）

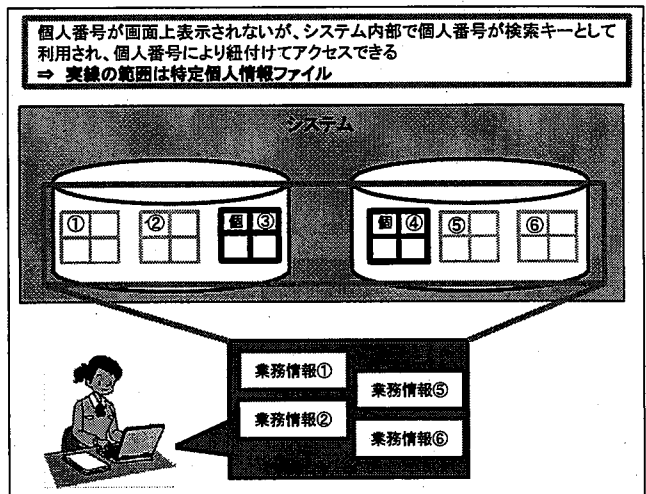
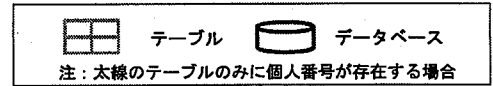


5

○ アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。（評価指針の解説P35）



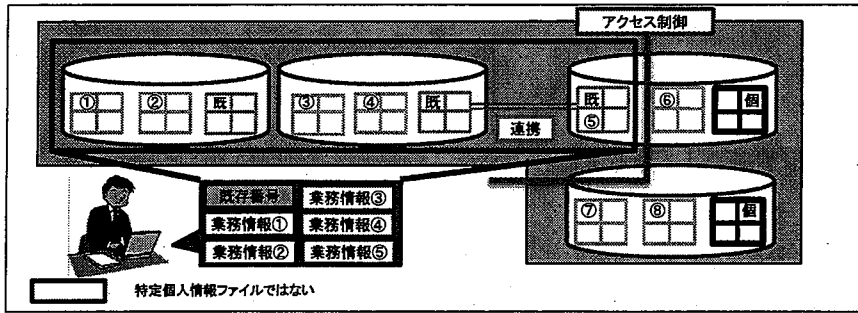
○ 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合は、特定個人情報ファイルに該当する。（評価指針の解説P38）



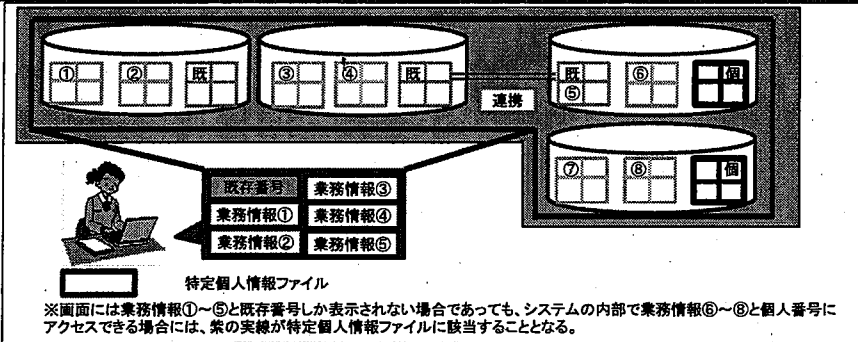
6

(3) 既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。(評価指針の解説P40)



- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。(評価指針の解説P40～41)



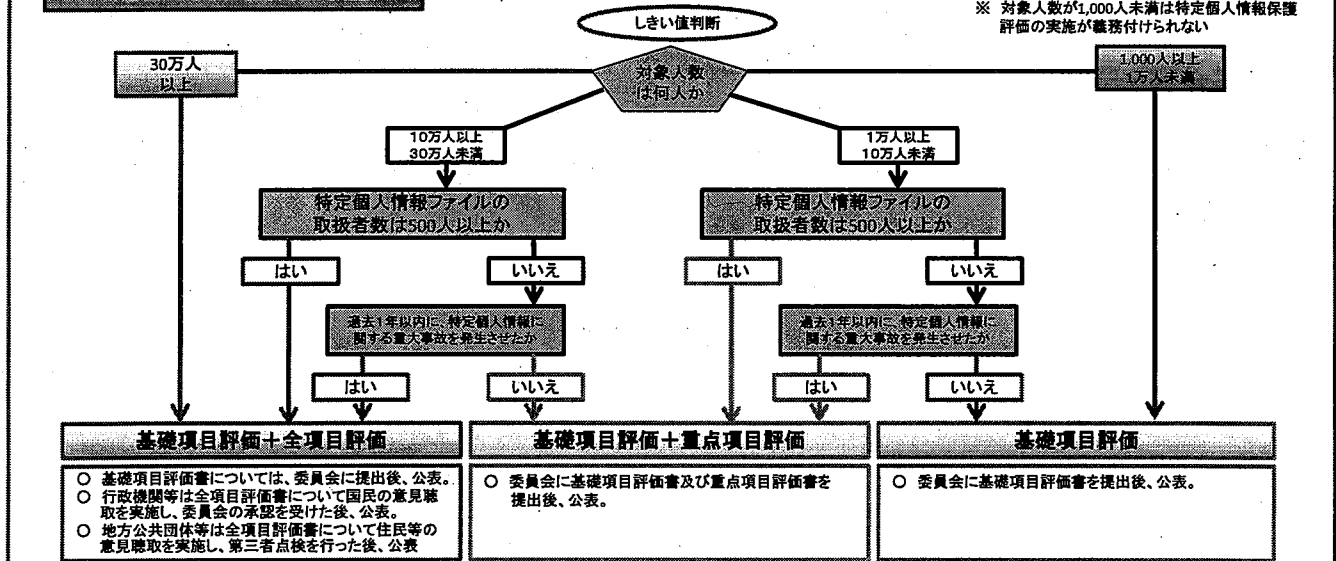
7

特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画の策定

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更に生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

8

特定個人情報保護評価計画管理書

記載事項

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号

法令上の根拠

事務の名称

システムの名称

情報連携

基礎項目評価

前回実施日

次回実施予定日

しきい値判断

重点項目／全項目評価

前回実施日

次回実施予定日

備考

担当部署

(別添1) システム概要図

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

目的

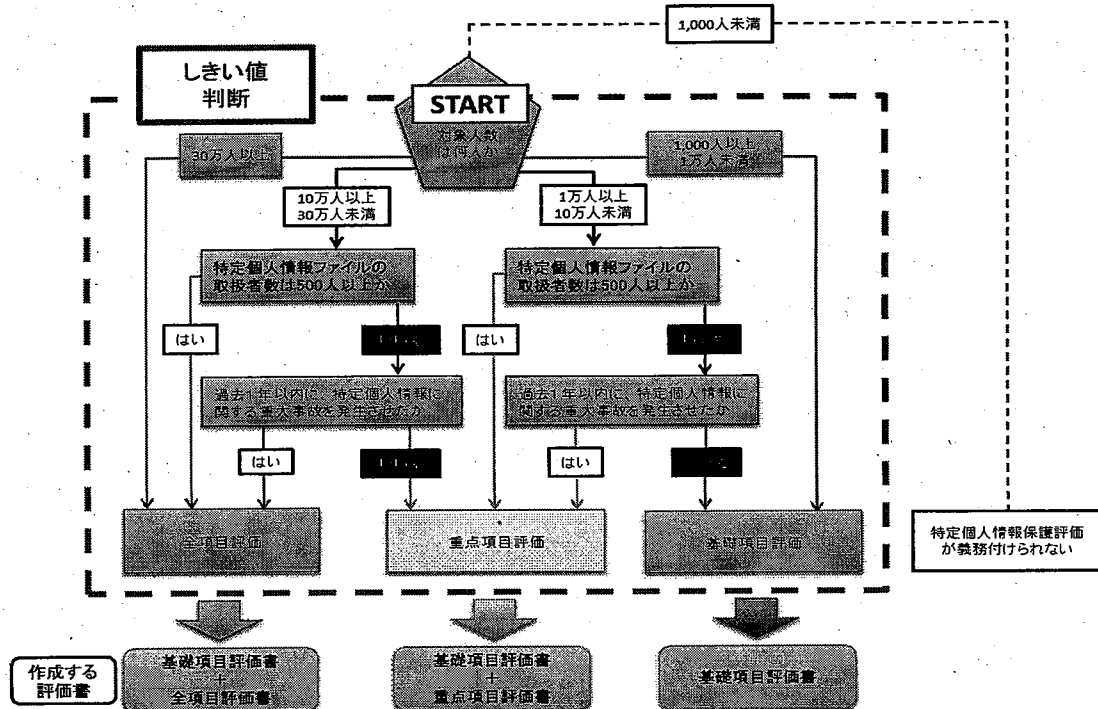
- 特定個人情報ファイルを取扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位を適切に判断
- 特定個人情報保護評価の適切な計画及び管理

手続

- 作成は「評価実施機関単位」
- 最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成し、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に併せて提出
- 特定個人情報保護評価書を提出するたび、更新して委員会へ提出
- 非公表

9

しきい値判断



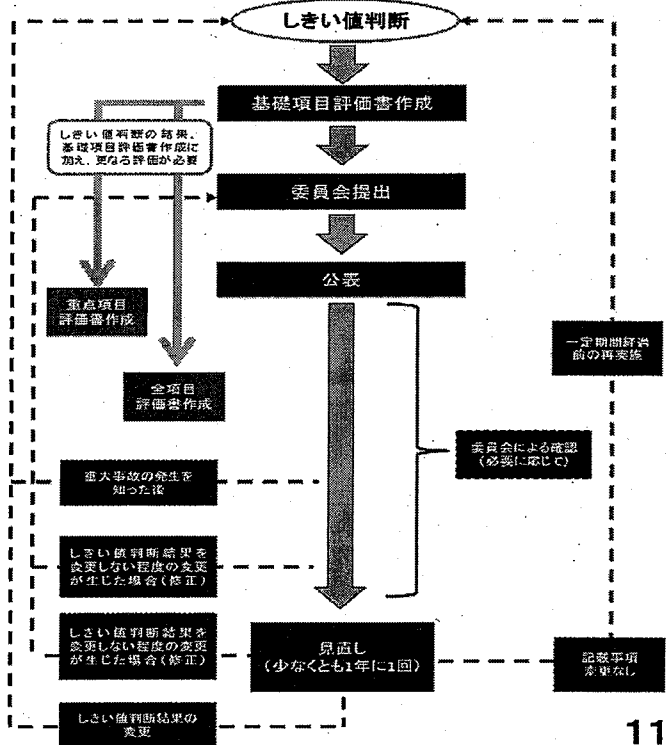
10

基礎項目評価

記載事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目
 - 1. 対象人数
評価対象の事務の対象人数は何人が
 - 2. 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 - 3. 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
 - 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業者に対する教育・啓発

基礎項目評価実施フロー

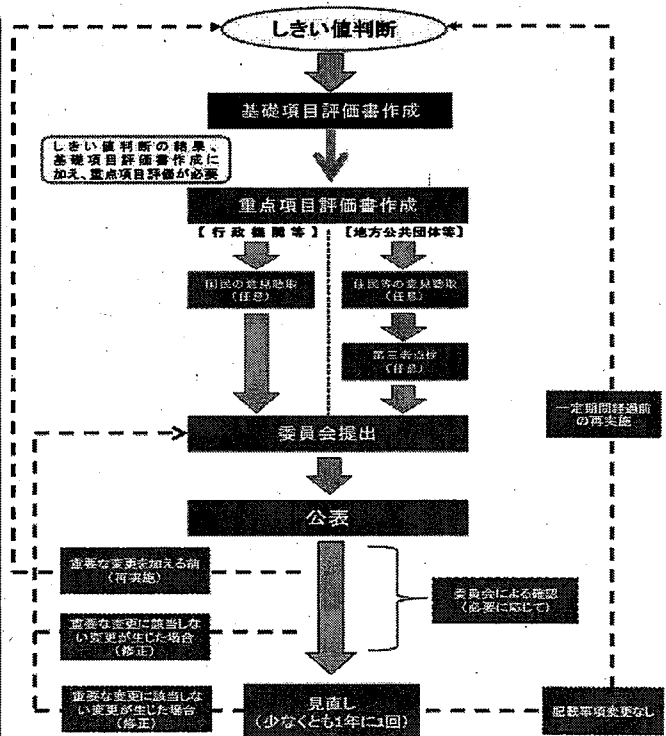


重点項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業者に対する教育・啓発
 - 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

重点項目評価実施フロー

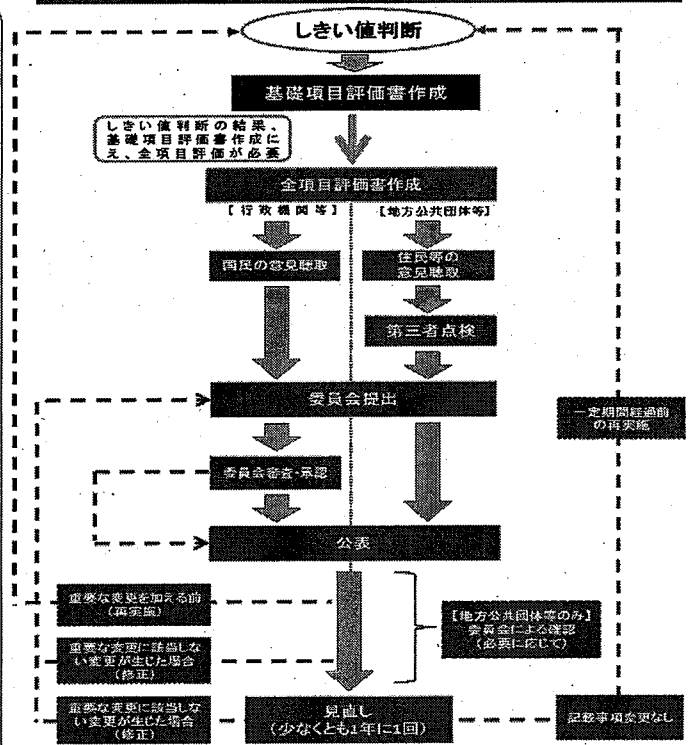


全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



13

第三者点検

指針(第10 1(2))

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(2)審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要の見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

14

特定個人情報保護評価の実施時期

1. 新規保有時

- **特定個人情報ファイルを保有しようとする前に**、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。(特定個人情報保護評価の実施とは**評価書の公表**までを指す。) ※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

遅くとも**プログラミングの開始前の適切な時期**に、特定個人情報保護評価を実施する。



(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

システム用ファイル以外の電子ファイルについては、**事務処理の検討段階**で特定個人情報保護評価を実施する。

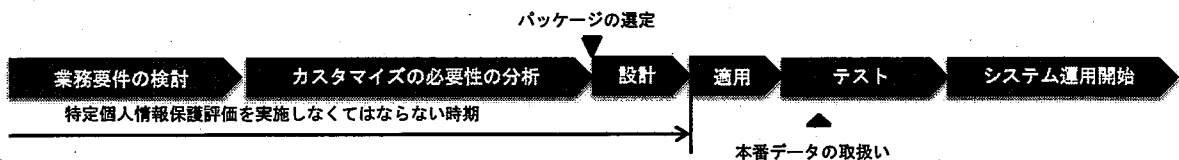


15

(3) パッケージシステムを適用する場合の実施時期

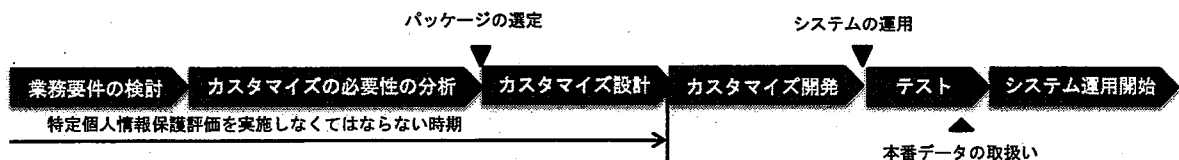
ア ノンカスタマイズの場合

システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



イ カスタマイズの場合

カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



16

2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
 - (1) 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

		基礎項目評価	重点項目評価／全項目評価
評価の再実施	重要な変更 (個人番号の利用、特定個人情報の使用目的等)	—	重要な変更を加える前に再実施が必要
	しきい値判断の変更	—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合、速やかに再実施が必要
	一定期間(5年)経過前	評価を再実施するよう努める	
修正	重要な変更当たらない変更	速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要	
	評価書の見直し	少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努める。	
	<行政機関のみ> 事前通知事項の変更	必要なし	変更前に修正

17

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
 - ・ 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがあることから、情報連携を行うことを禁止している。(番号法第28条第6項、第21条第2項第2号)
 - ・ 個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。
- 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置
 - ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価書の記載に反していた際は、個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。

18

特定個人情報保護評価 第三者点検のポイント(指針第10(2)を参照)

特定個人情報保護評価指針10(2)を参照し、第三者点検の主な確認ポイントとして事務局にて作成

	項目	主な確認部分
適合性	(1) しきい値判断に誤りはないか。	基礎項目評価書中、Ⅱしきい値判断項目
	(2) 適切な実施主体が実施しているか。	全項目評価書中、評価実施機関名、Ⅰ基本情報7及び8
	(3) 公表しない部分は適切な範囲か。	※ 本区は、評価書全てを公開
	(4) 適切な時期に実施しているか。	令和3年4月1日時点の対象人数が30万人以上となったため、速やかに全項目評価を実施
	(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	令和2年8月16日から9月14日までの期間にパブリックコメントを実施。意見なし
	(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について、検討し、記載しているか。	全項目評価書の各項目について、必要に応じ記載があるかを確認
	その他	—
妥当性	(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	全項目評価書中、評価実施機関名、Ⅰ基本情報7及び8
	(8) 特定個人情報の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	全項目評価書中、Ⅰ基本情報の記載は具体的か。Ⅱ特定個人情報ファイルの概要の取扱いプロセスは、具体的で分かりやすいか。
	(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	全項目評価書中、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策において、入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去の各プロセスについて
	(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	① リスクの特定は、適切か。 ② リスクに対する措置の記載は、具体的か。
	(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③ リスクに対する措置は、妥当なものか。 Ⅳその他のリスク対策及びⅤ評価実施手続において ④自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発を行っているか。
	(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	※ 全項目評価書の全体を通じての評価
	その他	—

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区総務部税務課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	<p>◆ 個人住民税とは、地方税法(昭和25年法律第226号。第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下「個人住民税」という。)である。賦課期日(1月1日)に文京区に居住する者に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び特別区民税・都民税申告書(以下「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に税額を計算し、賦課決定する。</p> <p>◆ 個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人住民税には、区市町村が課すことのできる市町村民税(以下「特別区民税」という。)と、都道府県が課すことのできる道府県民税(以下「都民税」という。)が存在する。</p> <p>①特別区民税及び都民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>②都民税については、地方税法第41条の規定により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」となされていることから、特別区民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>◆ 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している(具体的な特定個人情報の流れは、別添1のとおり)。</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条)</p> <p>②納税義務者、特別徴収義務者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等)</p> <p>③個人住民税の賦課決定に際し、障害者控除関係情報・生活保護に関する情報の確認(庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>④他区市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>⑤課税標準額の算出、個人住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等)</p> <p>⑥個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条)</p> <p>⑦地方税法第22条に反することのない所得情報の提供及び移転</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人住民税システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) 3 中間サーバー・プラットフォーム 4 審査システム(eLTAX) 5 国税連携システム 6 宛名管理システム 7 証明発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第9条(利用範囲) 2 別表第一第16項 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	◆ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1 別表第二における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) 2 別表第二における情報照会の根拠 ①第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書及び全項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日		項目		変更前の記載		変更後の記載		提出時期に係る説明	
平成29年7月11日	I 関連情報➤1.特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務➤ ②事務の概要	③～(情報提供ネットワークの利用を想定)	③～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成29年7月11日	同上	④～(情報提供ネットワークシステムの利用を 想定)	④～(情報提供ネットワークシステムによる情報 連携)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成29年7月11日	I 関連情報➤4.情報提供ネット ワークシステムによる情報 連携➤②法令上の根拠	-	項の追加 38、85の2	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成29年7月11日	I 関連情報➤5.評価実施機 関における担当部署➤②所 属長	総務部税務課長 志賀 美知代	税務課長 小池 陽子	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成29年7月11日	(別紙1)事務の内容	⑤～(H29.7以降は情報提供ネットワークシ ステムの利用)	⑤～(情報提供ネットワークシステムによる情 報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成29年7月11日	II 大きい値判断項目-1.対象 人数、2.取扱者数-いつ時点 の計数か	平成26年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成30年9月13日	I 関連情報➤4.情報提供ネット ワークシステムによる情報 連携➤②法令上の根拠	項の削除 117 120	項の追加 119	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成30年9月13日	I 関連情報➤4.情報提供ネット ワークシステムによる情報 連携➤②法令上の根拠	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
平成30年9月13日	(別紙1)事務の内容	⑥～(地方税法294条の3)	⑥～(地方税法第294条第3項)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出				
令和2年9月31日	I 関連情報➤1.特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務➤ ②事務の概要	削除 ⑦徴収金の収納管理事務 ⑧徴収金の滞納整理事務 修正 ⑨地方税法第22条に～	⑦地方税法第22条に～	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出				
令和2年9月31日	I 関連情報➤1.特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務➤ ③システムの名称	削除 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 修正 4.団体内～ 5.中間サーバ～ 6.審査システム～ 7.国税連携～ 8.宛名管理～	2 団体内～ 3 中間サーバ～ 4 審査システム～ 5 国税連携～ 6 宛名管理～ 7 証明発行システム 追加	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出				
令和2年9月31日	I 関連情報➤2.特定個人情報 報ファイル名	削除 2.収納情報ファイル 3.滞納情報ファイル	-	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出				

変更日		変更前の記載		変更後の記載		提出時期に係る説明	
項目							
令和2年3月31日	I 関連情報＞4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法令上の根拠	項の削除 119	項の追加 20、53、120	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
令和2年3月31日	II しい値判断項目＞1.対象人数・2.取扱者数＞いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
令和2年3月31日	IV リスク対策＞8.監査＞実施の有無	追加	[○]自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
令和2年3月31日	(別紙1)事務の内容	地方税電子化協議会、他	地方税共同機構、他図式修正・追記	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
令和2年7月31日	I 関連情報＞4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法令上の根拠		項の追加 117	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出		
令和2年7月31日	II しい値判断項目＞1.対象人数・2.取扱者数＞いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出		
	I 関連情報＞1.特定個人情報提供ネットワークを取り扱う事務＞②事務の概要	③～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	③～(片内連携システム及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
	I 関連情報＞2.特定個人情報提供ネットワーク名	課税情報ファイル	住民税課税台帳情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
	I 関連情報＞4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正による提出		
	II しい値判断項目＞1.対象人数・2.取扱者数＞いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
	II しい値判断項目＞1.対象人数＞評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	[30万人以上]	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
	III しい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		
	IV リスク対策＞1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出		

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区総務部税務課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

3

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>◆ 個人住民税とは、地方税法(昭和25年法律第226号。第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下「個人住民税」という。)である。賦課期日(1月1日)に文京区に居住する者に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び特別区民税・都民税申告書(以下「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に税額を計算し、賦課決定する。</p> <p>◆ 個人住民税には大きく分けて、原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割と、所得額に比例して課税される所得割がある。また、区市町村が課すことのできる市町村民税(以下「特別区民税」という。)と、都道府県が課することのできる道府県民税(以下「都民税」という。)がある。</p> <p>①特別区民税及び都民税は、それぞれにおいて均等割、所得割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。</p> <p>②都民税については、地方税法第41条の規定により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、特別区民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>◆ 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (具体的な特定個人情報の流れは、別添1のとおり)</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条)</p> <p>②納税義務者、特別徴収義務者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等)</p> <p>③個人住民税の賦課決定に際し、障害者控除関係情報・生活保護に関する情報の確認(庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>④他区市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>⑤課税標準額の算出、個人住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等)</p> <p>⑥個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条)</p> <p>⑦地方税法第22条に反することのない所得情報の提供及び移転</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1 当初課税(*)準備</p> <p>①納税義務者登録機能:対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。</p> <p>②総括表作成機能:総括表を作成する。</p> <p>③申告書出力機能:課税対象者に対する住民税申告書を出力する。</p> <p>④課税資料登録機能:納税義務者等から提出される課税資料を登録する。</p> <p>(*) 当初課税:課税資料に基づき、5月又は6月に行う賦課決定のこと。</p> <p>2 当初課税</p> <p>①当初課税 申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。</p> <p>②扶養否認登録 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。</p> <p>③納税管理人登録 当初課税対象者が死亡等となった場合に、納税管理人(*)を確認し、登録を行う。</p> <p>④当初通知書作成</p> <p>⑤納税義務者宛ての当初納税通知書を作成し、通知する。</p> <p>⑥住民登録がないが居住の実態があり課税した者について、住民登録がある区市町村へ通知する。</p> <p>⑦通知情報登録 ・文京区に住民登録があるが、居住の実態が他区市町村である場合当該自治体が課税を行う。 ・上記の旨の課税通知を受領し、情報を登録する。</p> <p>⑧調定表(当初)出力 当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。</p> <p>(*)納税管理人:納税義務者本人に代わり納税に関する一切の手続を行う者</p> <p>3 更正</p> <p>①未申告/修正申告受付登録 未申告者に対する通知の作成及び未申告者からの申告書又は修正申告書等を受け付け、登録する。</p> <p>②異動情報受付登録機能(特別徴収義務者) 特別徴収義務者からの異動届出を受け付け、徴収方法の変更を行う。</p> <p>③減免申請受付登録 減免の申請を受け付け、審査結果を登録する。</p> <p>④更正(税額変更) 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に、税額変更処理を行う。</p> <p>⑤更正通知書作成 税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成し、通知する。</p> <p>⑥調定表(更正)出力</p> <p>4 発行</p> <p>①各種証明書発行 課税(非課税)証明書を作成し、交付する。</p> <p>②通知書発行 納税通知書、納税変更通知書、所得照会書等を作成し、通知する。</p> <p>5 照会</p> <p>①賦課情報照会 ・課税台帳から、所得、控除、税額、期割等を照会する。 ・事業所情報を照会する。</p> <p>6 統計</p> <p>①統計情報作成機能 東京都に報告するための各種統計情報資料を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (証明発行システム)</p>

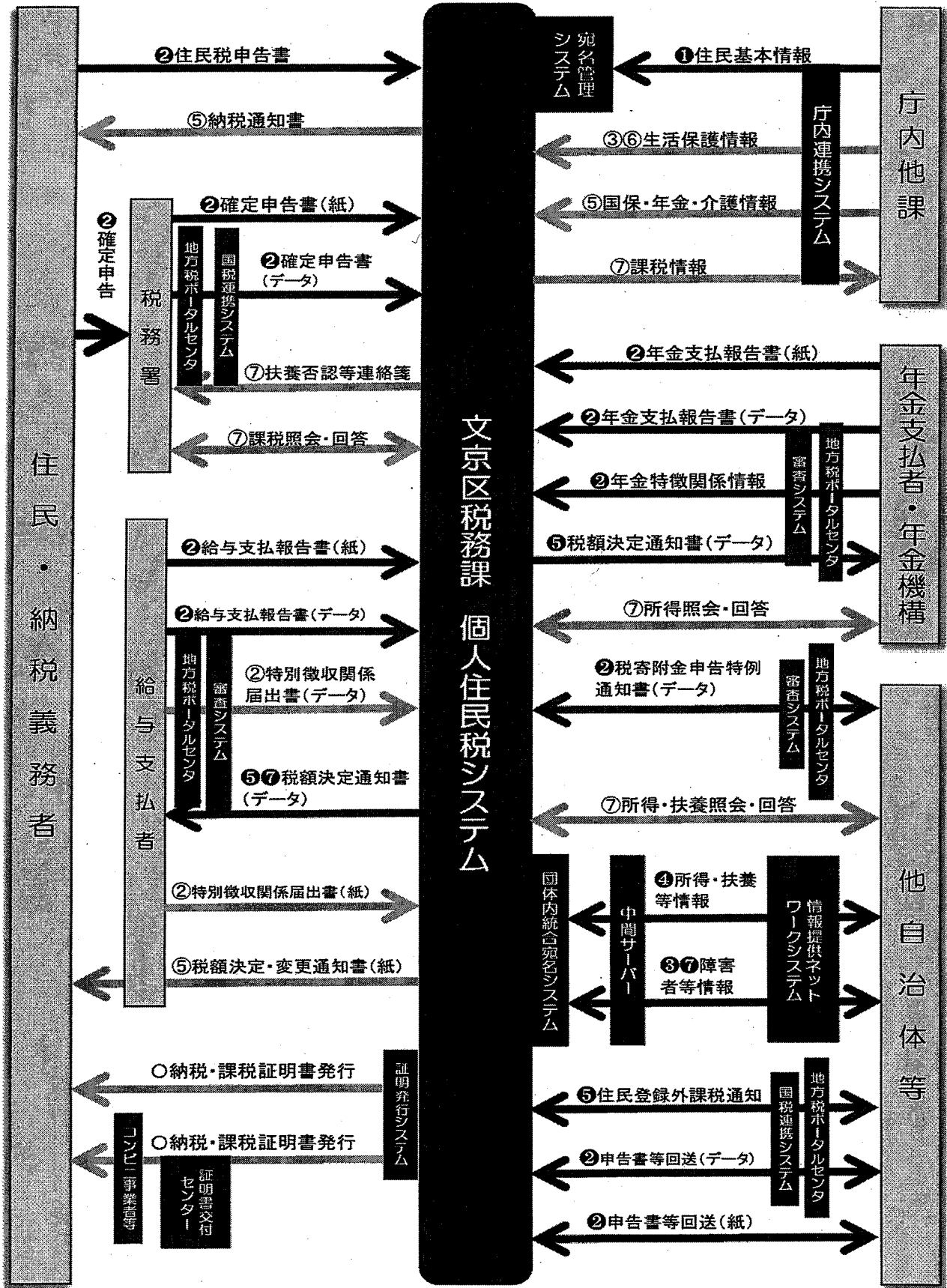
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理 ①団体内統合宛名番号の付番を行う。 ②団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。</p> <p>2 宛名情報管理 氏名・住所などの情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>1 符号の管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号」(以下「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」をひも付け、その情報を保管及び管理する。</p> <p>2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等の記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、保管し、及び管理する。</p> <p>6 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有し、及び管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 セキュリティを管理する。</p> <p>9 操作者認証及び権限の管理 中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限や操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管切れ情報の消去を行う。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（中間サーバーコネクタ）
システム4	
①システムの名称	<p>審査システム(eLTAX)</p> <p>給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び納税義務者の転勤等の届出を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムであり、下記機能を有し、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、審査システムにより連携された情報は、媒体等で個人住民税システムへ連携するため、個人住民税システムとの回線を通じた接続はない。</p> <p>1 審査業務</p> <p>①税務担当者認証 審査システムの利用認証として、ユーザID、パスワードの入力を行う。</p> <p>②受信結果照会 検索条件を基に申告データ一覧の表示等を行う。</p> <p>③申告書審査・照会 申告データの内容を表示し、必要に応じて職権訂正等を行う。</p> <p>④申告データ印刷 申告データ等を印刷する。</p> <p>⑤利用者通知 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信及び照会を行う。</p> <p>⑥利用届出審査 利用届出データ等の内容を表示し、審査状況等の更新を行う。</p> <p>⑦申請、届出データ審査、照会 申請、届出データの表示、更新、印刷等を行う。</p> <p>⑧特別徴収税額通知書 特別徴収税額通知データの送信を行う。</p> <p>⑨寄附金特例通知書 寄附金特例通知データの受信を行う。</p> <p>2 運用管理</p> <p>①税務担当者認証 審査システムの利用認証として、ユーザID及びパスワードの入力を行う。</p> <p>②ファイル入出力 税務システム連携用の各種ファイルの出力及びXML(*)等データのチェック、作成及び送信を行う。</p> <p>③税務担当者管理 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う。</p> <p>④団体回付データ受信、送信 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等結果の確認を行う。</p> <p>(*)XML(Extensible Markup Language):テキストに記述するためのコンピュータ言語群を作るために汎用的に使うことができる仕様</p>
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（地方税ポータルセンター(地方税共同機構)）

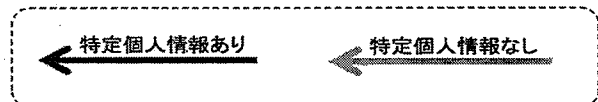
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>国税連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ及び源泉徴収義務者データ)を国税庁と地方公共団体間で連携するために、下記機能を有し、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、国税連携システムにより連携された情報は、媒体等で個人住民税システムへ連携するため、個人住民税システムとの回線を通じた接続はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国税連携データ配信業務 国税庁から送信された連携データを地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする業務及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバに送信する業務 2 国税連携データ照会業務 『国税連携データ配信業務』によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷及びダウンロードを行う。 3 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する機能及び扶養是正情報等データを電子化する。 4 マスタ管理業務等 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録及び更新を行う。
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンター(地方税共同機構))</p>
システム6	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 口座振替管理 納税義務者から口座振替に関する申込み、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消しを行う。 2 名寄せ 宛名番号が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。 3 住民登録外者のデータ登録 文京区内に住民票はないが、居住実態のある納税義務者情報を登録する。 4 送付先・納税管理人情報管理 ①税目ごとに送付先を管理登録する。 ②納税管理人の送付先情報を登録する。
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (中間サーバーコネクタ)</p>

システム7	
①システムの名称	証明発行システム
②システムの機能	1 帳票の作成機能 課税(非課税)証明書及び納税証明書を作成する機能 2 既存システムとの連携機能 個人住民税システムと連携し、証明書の発行に必要なファイルを連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	複数ある賦課資料の名寄せや本人特定により、正確な所得情報、扶養関係情報等を把握し、適正かつ公平な課税事務を効率的に行う。
②実現が期待されるメリット	1 税証明等に代えて個人番号を利用することにより、書類提出の省略が可能となり、区民への負担軽減につながる。 2 個人番号カードにより本人確認及び個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 1 第9条(利用範囲) 2 別表第一第16項 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	◆ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1 別表第二における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) 2 別表第二における情報照会の根拠 ①第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 上記、番号法別表第二における1 情報提供、2 情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で文京区に住所を有する個人、文京区内に事業所を有する個人又は文京区に住民登録はないが居住の実態があつて所得にかかる各申告書(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等)を提出した者及びその被扶養者
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条及び第45条の2、地方税法第294条及び第317条の2等の規定により申告情報を保有し、賦課するため 【団体内統合宛名システム】 個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、課税の対象となる者の連携に必要な情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()

	その妥当性	<p>1 個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。</p> <p>2 その他識別情報(内部番号):文京区において、個人を一意に識別するために独自の宛名番号を保有する。</p> <p>3 基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。</p> <p>4 連絡先(電話番号等):手続き内容について確認する等、本人と連絡をするため保有する。</p> <p>5 その他住民票関係情報:納税義務者と配偶者及び被扶養者との関係を把握するために保有する。</p> <p>6 国税関係情報:個人住民税賦課に必要な所得税情報確認のため保有する。</p> <p>7 地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分及び課税の元となる所得、控除情報、課税情報を保有する。</p> <p>8 健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報:所得控除確認のため保有する。</p> <p>9 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護非課税判定のため保有する。</p> <p>10 介護・高齢者福祉関係情報:年金特徴判定のため保有する。</p> <p>11 雇用・労働関係情報:給与支払者を把握するため保有する。</p> <p>12 年金関係情報:年金所得情報を把握するため保有する。</p> <p>【団体内統合宛名システム】 個人番号、団体内統合宛名番号、基本4情報、個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行い、課税の対象となる者及びその扶養者に対して、適正な各種行政サービスを受けられるようにする必要がある。</p>
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課、国保年金課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、公的年金等支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く。)) <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンター(地方税共同機構))						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワークシステム(Local Government Wide Area Network) (以下、「LGWAN」という。))						
③入手の時期・頻度	<p>1 当初賦課</p> <p>①申告情報(確定申告・公的年金等支払報告書・給与支払報告書)について、1～5月に随時入手する。</p> <p>②住民税申告書について、2～4月に入手する。</p> <p>③1月1日世帯情報ファイルについて、1月以降随時入手する。</p> <p>④宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手する。</p> <p>⑤生活保護情報について、1月に入手する。</p> <p>⑥年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手する。</p> <p>⑦保険料情報(国保・高齢者医療・介護)について、6～7月に入手する。</p> <p>2 随時期賦課</p> <p>①新規申告、修正申告、更正決定、徴収方法等変更の申請時に各申告書等の情報を入手する。</p> <p>②年金特別徴収情報ファイルを毎月入手する。</p>						
④入手に係る妥当性	<p>地方税法、通達等により定められた時期・頻度・方法において、区民(納税義務者)・国税庁・年金保険者・給与支払者から情報提供を受けている。</p>						
⑤本人への明示	<p>個人住民税の賦課に必要な申告書等の提出については、地方税法第317条の2、同第317条の6並びに番号法第14条、同第19条第7号及び同別表第二の27の項に明示されている。</p>						
⑥使用目的 ※	<p>個人住民税の課税漏れや二重課税を防ぎ、適正かつ公平な課税事務を効率的に行うために課税対象者を管理する。</p> <p>【団体内統合宛名システム】 個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイルにおいて、課税の対象となる者の連携に必要な情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。</p>						
変更の妥当性	-						
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1559 416 1630">使用部署 ※</td> <td colspan="2" data-bbox="416 1559 1461 1630">総務部税務課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1630 416 1727">使用者数</td> <td data-bbox="416 1630 815 1727">[50人以上100人未満]</td> <td data-bbox="815 1630 1461 1727"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	総務部税務課		使用者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	総務部税務課						
使用者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者を含む。)情報の登録(更新)を行う。 ①1月1日現在、住民登録されている者 ②1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている個人で、文京区内に住所がない者 ③文京区内に住民票はないが、居住実態のある者</p> <p>2 給与支払報告書の登録 事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>3 公的年金等支払報告書の登録 年金保険者から送付される公的年金等支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>4 確定申告書の登録 税務署、市町村窓口、e-Tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>5 新規課税 申告情報等の各資料の合算を行う際に他の申告等との名寄せ条件として使用し、課税台帳を作成する。</p> <p>6 更正 申告書、申請書等に記載された個人番号で検索し、対象者の特定を行い、税額等の更正を行う。</p> <p>7 通知 納税通知書等を本人宛に通知する。</p> <p>8 団体内統合宛名システム ①個人住民税システム及び中間サーバーとの連携を行う。 ②団体内統合宛名番号と個人住民税システムの宛名番号をひも付ける。 ③基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>課税資料記載内容及び提示された身分証明書記載内容と文京区が保有する情報を突合し、基本4情報である氏名、生年月日、性別、住所に加え、個人番号を利用して本人確認及び個人特定における正確性を担保する。</p> <p>【団体内統合宛名システム】 本特定個人情報ファイルを更新する際に受領する課税情報に関する更新データと団体内統合宛名ファイルを個人番号で突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人番号を使用し特定の個人を判別するような情報の統計分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>個人住民税額の決定・更正</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (4) 件 <div style="display: none;"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない </div>	
委託事項	システムの運用保守業務	
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <div style="display: none;"> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 </div>	
	対象となる本人の人数 [10万人以上100万人未満]	<input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <div style="display: none;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
	対象となる本人の範囲 ※	2. 基本情報—③対象となる本人の範囲と同様
	その妥当性	安定したシステム稼働のために、専門知識・技術を有する民間業者に業務を委託している。
③委託先における取扱者数	<input checked="" type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <div style="display: none;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (事務室内にて既存個人住民税システムを直接操作するため、特定個人情報ファイルの提供は発生しない。)	
⑤委託先名の確認方法	文京区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <div style="display: none;"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		オペレーション業務	
①委託内容		各種処理の実行や帳票の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	2. 基本情報—③対象となる本人の範囲と同様	
	その妥当性	各種処理の実行や確認用帳票の印刷を行うことで、効率的かつ正確な事務の執行が可能となるため、上記の業務を委託している。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作を行うため、特定個人情報ファイルの提供は発生しない。)	
⑤委託先名の確認方法		文京区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		審査システム(eLTAX)に関する業務
①委託内容		ネットワーク経由で提供される各種システム機能の運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	2. 基本情報—③対象となる本人の範囲と同様
	その妥当性	安定したシステム稼働のために、専門知識・技術を有する民間業者に業務を委託している。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		文京区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (60) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (28) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先	
①法令上の根拠	別紙1のとおり	
②提供先における用途	別紙1のとおり	
③提供する情報	別紙1のとおり	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1のとおり	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先2	給与特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報	給与特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特別徴収税額決定・変更時	

提供先3	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。
③提供する情報	扶養控除関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回程度
移転先1	必要部署(別紙2のとおり)
①法令上の根拠	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第2項及び第3項(地方税法第22条に抵触しない事務)
②移転先における用途	別紙2のとおり
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2の業務に必要な範囲
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初課税・更正時

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>1 文京区では課税情報ファイルを磁気ディスクで複製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ室内にデータとして保管している。</p> <p>①時間外の庁舎内執務室は、セキュリティロックをかけているドアで管理している。</p> <p>②サーバ室へは常時、入退室カードの利用申請簿に記入の上、入退室カードを受け取り、その入退室カードによってサーバ室のドアを開け入退室する。</p> <p>③職員は毎日、入退室カードが返却されたことを確認の上、施錠できる部屋に保管する。</p> <p>④入退室のログを記録し、入退室カードの利用申請簿と共に1年間保管する。</p> <p>⑤サーバ室内は、防犯カメラにより記録し、外付けハードディスクに約1か月分の記録を残している。</p> <p>2 バックアップデータについては、データセンターで保管している。</p> <p>3 紙による税資料については、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管されている。</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <p>1 時間外の庁舎内執務室は、セキュリティロックをかけているドアで管理している。さらに、入退室カードを使用した入退室管理及び防犯カメラによる管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに、認証(ログイン)したユーザに対する認可(処理権限の付与)機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログの記録運用)を行っている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室の際には、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
	②保管期間
③消去方法	<p>1 関係帳票類は、総務部総務課が契約する守秘義務を課した委託業者により廃棄する。</p> <p>2 データについては、システムにて消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフトウェアを用いて完全に消去する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

◆課税情報ファイル

1. 課税年度 2. 宛番号 3. 個人番号 4. 指定番号 5. 課税区分 6. 資料区分 7. 資料管理番号 8. 控除対象配偶者区分
9. 配偶者未成年区分 10. 障害区分 11. 老人・寡婦・勤労学生区分 12. 特定扶養 13. 年少扶養 14. 同居老人扶養 15.
老人扶養 16. その他扶養 17. 特別障害者人数 18. 普通障害者人数 19. 専従青白区分 20. 営業等所得 21. 農業所得
22. 不動産所得 23. 利子所得 24. 配当所得(所得税) 25. 給与所得 26. 雑所得 27. 総合短期譲渡所得 28. 総合長期譲
渡所得 29. 一時所得 30. 長短期一時所得1/2 31. 分離短期譲渡特別控除前(一般) 32. 分離短期譲渡所得(一般) 33. 分
離短期譲渡特別控除前(軽減) 34. 分離短期譲渡所得(軽減) 35. 分離短期譲渡課税所得 36. 分離長期譲渡特別控除前(一
般) 37. 分離長期譲渡所得(一般) 38. 分離長期譲渡特別控除前(特定) 39. 分離長期譲渡所得(特定) 40. 分離長期譲渡
特別控除前(軽減) 41. 分離長期譲渡所得(軽減) 42. 分離長期譲渡課税所得 43. 分離株式譲渡所得(一般) 44. 分離株式
譲渡所得(上場) 45. 分離株式譲渡所得 46. 分離株式譲渡課税所得 47. 山林所得特別控除前 48. 山林所得 49. 山林課
税所得 50. 退職所得 51. 退職課税所得 52. 総合課税所得 53. 総合短期譲渡特別控除前 54. 総合長期譲渡特別控除前
55. 一時所得特別控除前 56. 先物取引所得 57. 先物取引課税所得 58. 分離配当所得 59. 分離配当課税所得 60. 株式
譲渡繰越控除 61. 先物取引繰越控除 62. 雑損失繰越控除 63. 純損失繰越控除 64. 山林純損失繰越控除 65. 居住用財
産繰越控除 66. 変動所得 67. 前年変動所得 68. 前々年変動所得 69. 臨時所得 70. 平均課税対象額 71. 居住用財産讓
渡損失 72. 純損失 73. 雑損失 74. 総所得金額等 75. 公的年金所得 76. その他雑所得 77. 免税所得 78. 特例肉用牛
所得(売却額) 79. 非課税所得 80. 特例肉用牛課税所得 81. 営業等収入 82. 農業収入 83. 不動産収入 84. 利子収入
85. 配当収入 86. 給与収入 87. 雑収入(公的年金) 88. 雑収入(その他) 89. 退職収入 90. 専従者給与収入 91. 先物取
引収入 92. 分離株式譲渡収入(一般) 93. 分離株式譲渡収入(上場) 94. 分離配当収入 95. 総合短期譲渡収入 96. 総合
長期譲渡収入 97. 一時収入 98. 分離短期譲渡収入(一般) 99. 分離短期譲渡収入(軽減) 100. 分離長期譲渡収入(一般)
101. 分離長期譲渡収入(特定) 102. 分離長期譲渡収入(軽減) 103. 山林収入 104. 旧個人年金保険料 105. 旧長期保険
料 106. 社会保険料 107. 寄附金支払額(特例控除) 108. 寄附金支払額(市区町村指定) 109. 寄附金支払額(都道府県指
定) 110. 短期保険料 111. 旧一般生命保険料 112. 地震保険料 113. 新一般生命保険料 114. 新個人年金保険料 11
5. 介護医療保険料 116. 寄附金支払額(所得税) 117. 寄附金支払額(地方税) 118. 控除金額 119. 雑損控除 120. 医療
費控除 121. 社会保険料控除 122. 小規模共済掛金控除 123. 生命保険料控除 124. 損害保険料控除 125. 寄附金控除
(住民税) 126. 寄附金控除(所得税) 127. 老年者控除 128. 寡婦・寡夫控除 129. 勤労学生控除 130. 障害者控除 13
1. 配偶者控除 132. 配偶者特別控除 133. 扶養控除 134. 基礎控除 135. 配偶者合計所得 136. 専従者控除合計額 13
7. 地震保険料控除 138. 配当控除 139. 所得控除合計 140. 住宅取得等特別控除 141. 政党等寄附金特別控除 142. 災
害減免額 143. 外国税額控除 144. 定率減税額 145. 分離短期譲渡特別控除(一般) 146. 分離短期譲渡特別控除(軽減)
147. 分離長期譲渡特別控除(一般) 148. 分離長期譲渡特別控除(特定) 149. 分離長期譲渡特別控除(軽減) 150. 山林所
得特別控除 151. 総合譲渡特別控除 152. 一時所得特別控除 153. 住宅耐震改修特別控除 154. 住宅借入金等特別控除
可能額 155. 電子証明書等特別控除 156. 住宅借入金等特別控除見込額 157. 長期優良住宅新築等特別税額控除 158.
バリアフリー特例控除 159. 認定NPO法人等特別税額控除 160. 差引所得税額 161. 配当割 162. 株式譲渡所得割 163.
特定支出控除 164. 退職所得控除額 165. 外国税額控除対象額(都道府県民税) 166. 外国税額控除対象額(市区町村民税)
167. 投資・リース税額控除 168. 均等割額 169. 所得割額 170. 年税額 171. 普通徴収税額 172. 特別徴収税額 17
3. 年金特徴税額 174. 分離短期譲渡所得税額 175. 分離長期譲渡所得税額 176. 分離株式譲渡所得税額 177. 山林所得
税額 178. 退職所得税額 179. 総合所得税額 180. 先物取引所得税額 181. 分離配当所得税額 182. 還付充当可能額
(配当割・譲渡割) 183. 特例肉用牛所得税額 184. 人的調整控除額 185. 所得割調整額 186. 減税前所得割額 187. 減
税前均等割額 188. 氏名 189. 住所 190. 生年月日 191. 性別 192. 世帯番号 193. 続柄 194. 世帯主名 195. 居住
区分 196. 生活扶助認定状況 197. 住民登録地住所 198. 住民でなくなった日 199. 配偶者氏名 200. 扶養者氏名 201.
専従主氏名 202. 世帯外被扶養者 203. 配偶者の宛番号 204. 扶養者の宛番号 205. 専従主の宛番号 206. 世帯
外被扶養者の宛番号 207. 配偶者の個人番号 208. 扶養者の個人番号 209. 専従主の個人番号 210. 世帯外被扶養者
の個人番号 211. 扶養区分 212. 居住実態等調査状況 213. 処理年月日 214. 職員番号 215. 特例適用配当所得 216.
特例適用利子所得 217. 上株等配当等繰越控除 218. 特例医療費控除 219. 業務雑所得 220. 特定支出額 221. 条約適
用配当所得 222. 条約適用利子所得 223. ひとり親控除 224. 給与調整適用 225. 所得金額調整控除額

◆団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)ファイル

1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 個人番号 6. 団体内統合宛名番号 7. 宛番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 賦課期日(1月1日)時点で文京区に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する情報入手が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、異動対象者のリストを出力し、確認を行っている。</p> <p>2 上記に該当しない者からの申告があった場合は、居住実態に関する調査結果に基づき課税対象者としている。</p> <p>3 課税対象でない者の資料の情報は、該当区市町村を調査し、データ又は紙媒体にて該当区市町村へ情報を伝達している。</p> <p>4 窓口にて情報を入手する場合は、番号法第16条及び番号法施行令第12条の規定により本人確認書類の提示等を受け、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 セキュリティ研修により周知徹底を図り、必要以上の情報入手を防止している。</p> <p>2 課税資料については、地方税法等により記載項目・様式が定められており、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</p> <p>3 個人住民税システム上においても、賦課に必要な情報のみ取り込むことができる仕様となっている。</p> <p>4 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。</p>
その他の措置の内容	課税対象者の登録処理及び課税資料の入力処理時は、処理を行った職員以外の職員が再度確認を行うダブルチェックの体制をとっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 地方税法、番号法、文京区特別区民税条例及び文京区個人情報の保護に関する条例の規定を遵守することについて個人番号利用事務実施者に周知することにより、不適切な情報入手を防止する。</p> <p>2 本人確認は、「マイナンバーに係る本人確認取扱い方針」に規定された方法で行うことで不適切な情報入手を防止する。</p> <p>3 本人以外からシステムにより情報を入手する場合は、アクセス権が与えられた職員のみ取得できるよう制限をかけている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 本人から個人番号が記載された申告書等を受付ける場合には、番号法第16条及び番号法施行令第12条の規定により本人確認書類の提示を求める。 2 個人番号カード以外の提示があった場合には、別に本人確認書類の提示を求める。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人から提示された個人番号カード・通知カード・住民票等にある個人番号と、申告書等に記載された個人番号を照合確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 特定個人情報の入力を行う場合には、入力処理を行った職員以外の職員が再度確認を行うダブルチェックの体制をとっている。 2 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合し、正確性を確保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 申告書等課税資料收受後は、漏えい及び紛失を防止するため鍵付キャビネットに保管する。 2 保存年限を過ぎたものについては、確実に廃棄処理をする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1 宛名管理システムでは権限管理を行い、番号制度取扱者以外は個人番号検索できないよう制御している。 2 宛名管理システムにおいては、番号利用事務(システム)以外で個人番号は表示されない。 3 中間サーバーコネクタには情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報とのひも付けができないようシステム上で制御している。 4 システム利用者はユーザID・生体認証によりアクセスし、不要アクセスを防ぐ。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1 個人番号利用事務以外の部門において既存住基システムを利用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号がマスク表示された状態となるような仕組みが施されている。 2 個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによるアクセス制御を実施している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 ユーザIDによる識別とパスワード、生体認証による認証(ログイン)を実施しており、認証(ログイン)後は処理権限の付与により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>2 不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける管理方法】</p> <p>1 団体内統合宛名システムでは、ユーザID・パスワード・生体認証による認証(ログイン)を行い、認証(ログイン)後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制御することで、不正使用が行えないよう対応している。</p> <p>2 団体内統合宛名システムでは、利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末からの使用ができないように対応している。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 人事異動等によりアクセスが必要な職員に対して、ID・生体認証の登録を行い、アクセス権限を発効する。</p> <p>2 退職、人事異動等によりアクセス権限が失効した場合、職員に付与したIDカードを回収し、権限の削除を行う。</p> <p>3 アクセス権限の付与・取消しを管理簿に記録する。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されているか情報政策課において定期的に点検を行い、管理する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴を記録する。</p> <p>2 不正な操作がないことについて、操作履歴から適時確認する。</p> <p>3 操作履歴を確認し、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。</p> <p>4 バックアップされた操作履歴について、住民情報系システム利用実施手順に定められた期間(3年間)保管する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p> <p>2 システム利用者への研修を実施し、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外利用の禁止等について指導徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 ユーザIDによる識別とパスワード、生体認証による認証(ログイン)を実施しており、認証(ログイン)後は処理権限の付与により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限しており、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>2 職員に対するセキュリティ研修において、バックアップ以外でファイルを複製しないよう、指導・徹底を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 離席時には端末画面をログオフする。</p> <p>2 来庁者からなるべく画面が見えない位置に端末を置き、窓口側に画面が向いている端末にはプライバシーフィルターを設置する。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク</p> <p>委託契約終了後の不正な使用等のリスク</p> <p>再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<p>1 プライバシーマーク認証及びISO27001 (ISMS) 認証を取得している事業者を委託先としている。</p> <p>2 仕様書及び約款にて文京区個人情報の保護に関する条例及び個人情報保護に関する関係法令を遵守すること、定期的に個人情報保護に関する研修を実施することを義務付けている。</p>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<p>システムを使用する際には、ユーザIDによる識別と生体認証を用いて使用する職員を特定しており、必要最小限の従業者だけに権限を付与している。</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>委託側において利用するユーザIDについては、操作職員ごとにIDを管理し、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</p>

特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、特定個人情報を含む個人情報の指示目的以外の使用及び第三者への提供禁止を規定している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 保守委託に関しては、仕様書に委託業務実施場所を事業所内に限定し、特定個人情報を含む個人情報の外部持ち出しを制限している。作業上持ち出しが必要となる場合は、特定個人情報を含まないものについては事前申請にて承認している。 2 委託契約書の規定に基づき、個人情報の管理状況について必要に応じ、立入検査又は調査を行う。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託業務の中で得た個人情報については、速やかに返還又は廃棄を義務付けている。 2 委託契約書の規定に基づき、個人情報の管理状況について必要に応じ、立入検査又は調査を行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 個人情報の保護に関する法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱うこと。 2 契約の業務に関して知り得た特定個人情報の内容を他に漏らしたり、不当な目的に使用しないこと(契約が終了又は解除された後も同様)。 3 契約の目的以外の利用や第三者への提供を行わないこと。 4 区の承諾なしに複写や複製を行わないこと。 5 特定個人情報の閲覧者、更新者を制限するとともに、使用する者を申請すること。 6 利用するユーザID、パスワードを第三者に提供しないこと。 7 区は、必要があると認められたときは、この契約に関して取り扱う特定個人情報の管理状況について、立入調査を行うことができること。 8 契約に係る業務のため収集し、又は作成した特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損があった場合は、直ちに区に報告すること。 9 これらの規定に違反した場合は、事実を公表することができる。さらに、受託業者が区民等の第三者や区に損害を与えたときは、受託業者はその損害にかかる費用を負担すること。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、保存している。 2 提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1 同一機関内における税情報の移転及び同一地方公共団体内の他機関における税情報の提供は、番号法、地方税法及び文京区個人情報の保護に関する条例にのっとり決められた範囲内に限定している。 2 同一機関内における税情報の移転及び同一地方公共団体内の他機関における税情報の提供の際は、提供先の各担当課より税情報の利用協議書を提出してもらうこととしており、利用協議書の内容を検査した上で、必要な情報のみの提供を許可している。 3 同一機関内における税情報の閲覧は、根拠法令・目的等を明記した書面を閲覧の都度提出してもらい、その内容を確認した上で許可している。	
その他の措置の内容	サーバ室等への入室権限及び本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務処理の際、処理を行った職員以外の職員が再度確認を行うダブルチェックの体制とし、不適切な方法での情報提供を防止する。</p> <p>2 特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育・研修を実施する。</p> <p>3 違反行為を行った場合は、文京区個人情報の保護に関する条例の罰則規定により措置を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務処理の際、処理を行った職員以外の職員が再度確認を行うダブルチェックの体制をとり、情報提供の誤りを防止する。</p> <p>2 特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育・研修を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェア(*1)における措置】</p> <p>1 情報照会機能(*2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(*3)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能(*4)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*1)中間サーバー・ソフトウェア: 中間サーバ上で動作するプログラム等のソフトウェア類</p> <p>(*2)情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(*3)照会許可用照合リスト: 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(*4)中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することを担保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することを担保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了し、又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失のリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN(*)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>(*)VPN: インターネットや通信事業者が持つ公衆ネットワーク(回線)を使用して拠点間を接続する場合に、仮想的に、専用ネットワーク(回線)を使用して接続する技術</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を阻止する仕組みになっている。</p> <p>(*)セキュリティ管理機能: 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報提供者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベース管理機能(*)により、「情報データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(*)情報提供データベース管理機能: 特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1 サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所は、別の場所にする。</p> <p>2 サーバ室への入室は、システム担当に限られ、その入退室は記録を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>2 本人確認情報の管理について定めた規定に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。また、同規定に基づき、オペレーション管理に係る手引書等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>3 本人確認情報の管理について定めた規定により、ネットワーク管理に係る手順書を整備し、ファイアウォールを導入している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(*)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>(*)UTM: コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号は、通常の個人番号と同様に保管している。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	特定個人情報は住民基本台帳の最新異動情報を反映させるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>1 保存年限を経過した文書類は、総務部総務課が守秘義務を課した委託業者により廃棄する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、又は物理的に破壊する仕組みとする。</p> <p>3 帳票については、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、裁断、溶解等を行うとともに、記述内容を判読することができないようにする。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	庁内における「特定個人情報に関する安全管理措置の実施状況に係る監査」に基づき、セルフチェックを年に1回以上実施し、運用が適正に行われていることを確認している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとする。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	庁内における「特定個人情報に関する安全管理措置の実施状況に係る監査」により、内部監査を実施している。監査項目は、以下のとおり 1 基本方針等について 2 取扱規程等の整備・運用について 3 組織的安全管理措置 4 人的安全管理措置 5 物理的安全管理措置 等 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととする。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。 2 1年に1度の割合で、対象職員に対し情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。新たに採用された非常勤職員は、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育及び研修を実施する。 3 違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 4 受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策	
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111 ※利用停止請求とは、文京区個人情報の保護に関する条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいいます。
②請求方法	文京シビックセンター2階 行政情報センターにて受け付ける。
特記事項	代理人による請求の場合、本人との代理関係の確認のため戸籍事項証明書、登記事項証明書、委任状等の書類の提示が必要。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付及び送付に要する費用については有料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民税課税台帳
公表場所	文京シビックセンター2階 行政情報センター
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見募集 ・区報及び区ホームページ上で周知する。 ・税務課、行政情報センター、地域活動センター、図書館及び区ホームページにおいて本評価書を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和3年8月16日から同年9月14日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

(別紙1) 特定個人情報の提供

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
7	都道府県知事	番号法別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期頻度
8	市町村長	番号法別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	市町村長	番号法別表第2の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	都道府県知事等	番号法別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14	市町村長	番号法別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	都道府県知事	番号法別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
22	国家公務員共済組合	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
25	厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
26	市町村長	番号法別表第2の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
28	都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
29	地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
31	市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
32	市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
33	都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
34	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
35	都道府県知事等	番号法別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
37	都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
38	市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の71項	労働施策の総合的な推進並びに雇用の安定及び職業生活の充実等による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期頻度
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
41	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
42	厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
44	都道府県知事等	番号法別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
45	厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
47	市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
49	厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
50	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
51	独立行政法人 農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
53	厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
54	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
56	厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
57	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法別表第2の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
58	市町村長	番号法別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令に定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
59	厚生労働大臣	番号法別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
60	都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

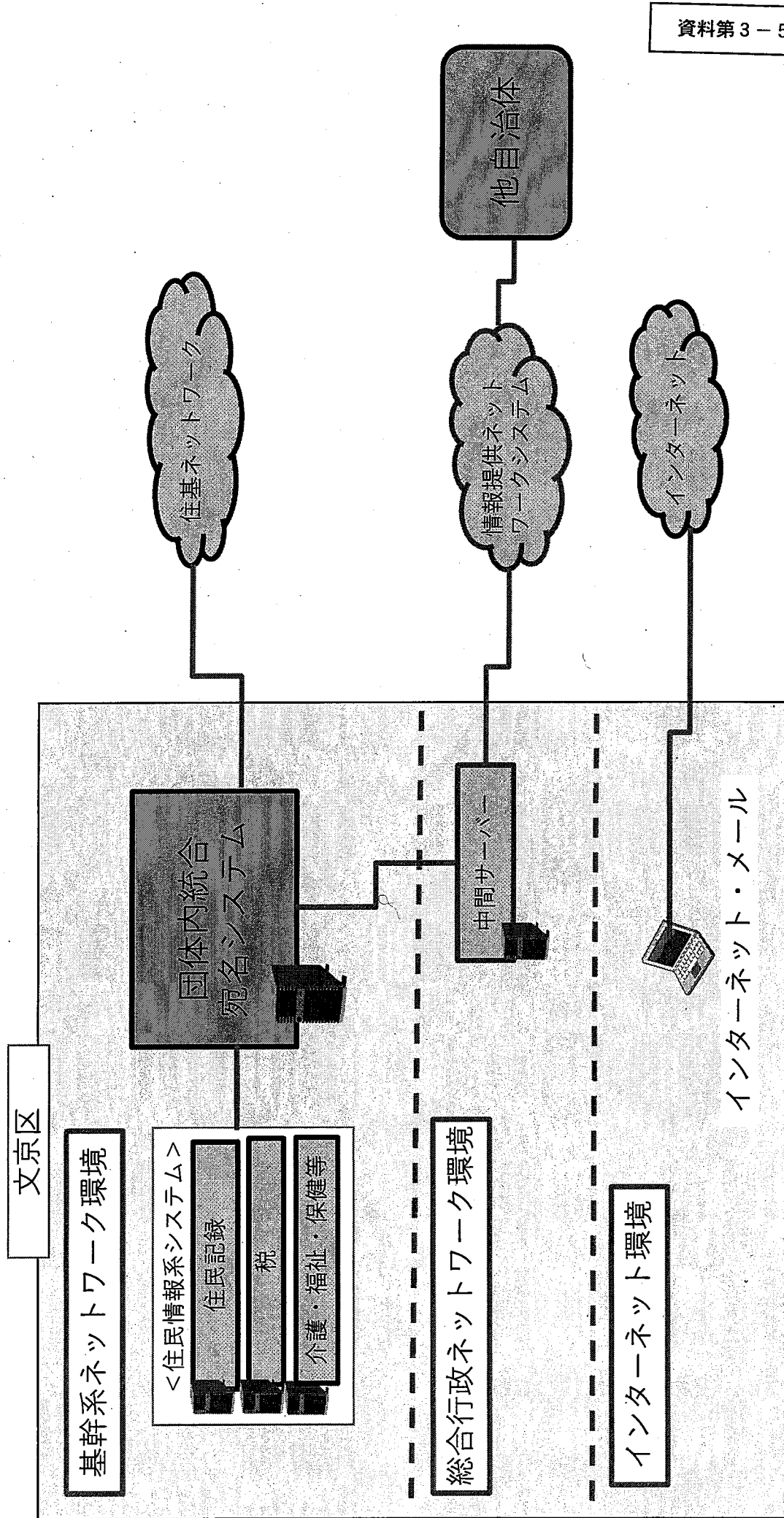
7

(別紙2) 税情報移転状況

移転先	番号法上の根拠	移転先における用途
健康推進課 生活福祉課	番号法第9条第1項 別表第一の項番7	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第一の項番8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第1項 別表第一の項番10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項 別表第一の項番15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉政策課	番号法第9条第1項 別表第一の項番19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項 別表第一の項番30	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項 別表第一の項番31	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第1項 別表第一の項番37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
高齢福祉課	番号法第9条第1項 別表第一の項番41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項 別表第一の項番45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第1項 別表第一の項番46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第一の項番47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課、 保健SC	番号法第9条第1項 別表第一の項番49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	番号法上の根拠	移転先における用途
子育て支援課	番号法第9条第1項別表第一の項番56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項別表第一の項番59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番63	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
介護保険課	番号法第9条第1項別表第一の項番68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第1項別表第一の項番70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法第9条第1項別表第一の項番84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課		
障害福祉課		
保健サービスセンター本郷支所		
幼児保育課	番号法第9条第1項別表第一の項番94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番1	文京区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番2	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番4	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
障害福祉課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番5	文京区心身障害者等福祉手当条例による心身障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番6	文京区福祉タクシー事業実施要綱による福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番7	文京区自動車燃料費助成事業実施要綱による自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番8	文京区精神障害者福祉手当条例による精神障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

システム構成イメージ



○特定個人情報保護評価に関する規則

(平成二十六年四月十八日)

(特定個人情報保護委員会規則第一号)

改正 平成二七年一二月二日特定個人情報保護委員会規則第 四号
 同 二九年 四月二七日個人情報保護委員会規則 第 三号
 同 三〇年 五月二一日同 第 二号
 令和 三年 八月二五日同 第 三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則を次のように定める。

特定個人情報保護評価に関する規則

(特定個人情報保護評価の実施)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価(以下単に「特定個人情報保護評価」という。))は、法第二十八条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第三十条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十七条第一項の規定に基づき個人情報保護委員会が定める指針(以下単に「指針」という。))に基づいて実施するものとする。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等(以下単に「行政機関の長等」という。))が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 二 重点項目評価書 行政機関の長等が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因の概要を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。

三 地方公共団体等 行政機関の長等のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。

(平二九個情規三・平三〇個情規二・一部改正)

(特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の提出)

第三条 行政機関の長等は、法及びこの規則の規定に基づき、基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する評価書を個人情報保護委員会に提出するときは、当該行政機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の計画その他指針で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を併せて提出するものとする。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル)

第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。)第十条第二項第三号若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)第九条に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号。次号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第十一条第二項第一号若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十九号)第七条第一号若しくは第二号に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の長等(行政機関の長及び独立行政法人等を除く。)の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあった者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。次号において「個人情報保護法」という。)第二条第四項に規定する個人情報データベース等であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項若しくはこれらに準ずる事項を記録するものうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 行政機関個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項第二号に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項第二号に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法

人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

三 行政機関の長等が特定個人情報ファイル(第一号、前号又は次号から第七号までのいずれかに該当するものを除く。以下本号において同じ。)を取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が千人未満である場合における、当該特定個人情報ファイル

四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一条第一項の規定により設立された健康保険組合の保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録する特定個人情報ファイル

五 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合、同法附則第四十八条第一項の規定により指定された指定基金、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会又は地方公務員災害補償基金の保有する組合員若しくは組合員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録する特定個人情報ファイル

六 法第十九条第八号に規定する情報照会者(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)の保有する特定個人情報ファイルであって、法別表第二の第二欄に掲げる事務において保有するもの以外のもの及び法第十九条第八号に規定する情報提供者(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)の保有する特定個人情報ファイルであって、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの(法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報を記録するものに限る。)以外のもの並びに法第十九条第九号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであって、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの(法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。))をいう。)以外のもの

七 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイル

八 行政機関の長等が、次条第二項の規定による基礎項目評価書の公表を行った場合であって、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次のいずれかに該当するときにおける、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

イ 行政機関の長等が特定個人情報ファイル(第一号から前号までのいずれかに該当するものを除く。以下本号、次条及び第六条において同じ。)を取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が千人以上一万人未満であるとき。

ロ 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が一万人以上十万人未満である場合であって、当該事務に従事する者の数が五百人未満であるとき(当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報の漏えいその他の事故(重大なものとして指針で定めるものに限る。以下「特定個人情報に関する重大事故」という。)が発生したとき又は当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。)

九 行政機関の長等が、第六条第三項の規定による重点項目評価書の公表及び当該重点項目評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について次条第二項の規定による基礎項目評価書の公表を行った場合における、当該重点項目評価書及び基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

十 地方公共団体等が、第七条第六項の規定による評価書の公表及び当該評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について次条第二項の規定による基礎項目評価書の公表を行った場合における、当該評価書及び基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

(平二七特個規四・平二九個情規三・令三個情規三・一部改正)

(基礎項目評価)

第五条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、基礎項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、次条第一項、第七条第一項及び法第二十八条第一項の規定により重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 行政機関の長等は、前項の規定により基礎項目評価書を提出したときは、速やかに当該基礎項目評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項の規定を準用する。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(重点項目評価)

第六条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合であって、当該

特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、重点項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が一万人以上十万人未満である場合であって、当該事務に従事する者の数が五百人以上であるとき又は当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき若しくは当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったとき。

二 行政機関の長等が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が十万人以上三十万人未満である場合であって、当該事務に従事する者の数が五百人未満であるとき(当該行政機関の長等において過去一年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき又は当該行政機関の長等が過去一年以内に当該行政機関の長等における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。)

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、前項第一号又は第二号に該当するとき(当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当していた場合に限る。)は、行政機関の長等は、重点項目評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により重点項目評価書を提出したときは、速やかに当該重点項目評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(平二七特個規四・一部改正)

(地方公共団体等による評価)

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル(第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき(当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。)は、地方公共団体等は、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。
- 3 前二項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして相当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。
- 6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十八条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(行政機関等による評価)

第八条 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により行政機関の長等(地方公共団体等を除く。以下この条において同じ。)が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル(当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。)が、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないときは、行政機関の長等は、法第二十八条第一項前段、第二項前段及び第三項に規定する手続を経て、同条第四項に規定する公表を行うものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準

用する。

(平二九個情規三・一部改正)

(公示の時期)

第九条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うに当たっては、指針で定めるところにより、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

(平二九個情規三・一部改正)

(公示の特例)

第十条 行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する公示を行うに当たり、当該公示に係る評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公示しないことができる。

2 前項の場合を除くほか、行政機関の長等は、法第二十八条第一項に規定する評価書に記載した事項を公示することにより、特定個人情報の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

(平二九個情規三・一部改正)

(重要な変更)

第十一条 法第二十八条第一項及び第二項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更

は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(記載事項)

第十二条 法第二十八条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因とする。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(評価書の公表)

第十三条 法第二十八条第四項の規定による評価書の公表については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(平二九個情規三・一部改正)

(評価書の修正)

第十四条 行政機関の長等は、少なくとも一年ごとに、法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書)に記載した事項の見直しを行うよう努めるものとし、行政機関の長等が重大事故を発生させた場合その他当該評価書に記載した事項に変更があった場合(法第二十八条第一項に規定する重要な変更該当する場合を除く。)は、速やかに当該評価書を修正し、個人情報保護委員会に提出するものとする。

2 行政機関の長等は、前項の規定による提出をしたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

3 前二項の規定は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書及び第七条第六項の規定による公表をした評価書に準用する。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第七条第六項の規定による公表をした日又は法第二十八条第四項の規定による公表をした日(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日)から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十八条第一項に規定する

評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

(平二九個情規三・一部改正)

(事務の実施をやめた旨の通知)

第十六条 行政機関の長等は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書、第七条第六項の規定による公表をした評価書及び法第二十八条第四項の規定による公表をした評価書(第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書)に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知するものとする。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

附 則

この規則は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二六年四月二〇日)

附 則 (平成二七年一月二二日特定個人情報保護委員会規則第四号)

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年四月二七日個人情報保護委員会規則第三号)

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二一日個人情報保護委員会規則第二号)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に改正前の特定個人情報保護評価に関する規則(以下「旧規則」という。)第五条第二項又は旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により公表されている旧規則第二条第一号に規定する基礎項目評価書については、この規則による改正に伴う変更について、この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第一項及び第二項の規

定にかかわらず、修正、提出及び公表することを要しない。

附 則 (令和三年八月二五日個人情報保護委員会規則第三号)

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日
(令和三年九月一日)から施行する。

特定個人情報保護評価指針

平成30年5月21日

個人情報保護委員会

目次

第1	特定個人情報保護評価の意義	1
1	特定個人情報保護評価の基本理念	1
2	特定個人情報保護評価の目的	1
	(1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止	1
	(2) 国民・住民の信頼の確保	2
3	特定個人情報保護評価の内容	2
第2	定義	3
第3	特定個人情報保護評価の実施主体	4
1	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者	4
2	実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価	4
第4	特定個人情報保護評価の対象	5
1	基本的な考え方	5
2	特定個人情報保護評価の単位	5
3	特定個人情報ファイル	5
4	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務	5
	(1) 実施が義務付けられない事務	5
	(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用	6
第5	特定個人情報保護評価の実施手続	6
1	特定個人情報保護評価計画管理書	6
	(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成	6
	(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出	7
2	しきい値判断	7
3	特定個人情報保護評価書	8
	(1) 基礎項目評価書	8
	(2) 重点項目評価書	8
	(3) 全項目評価書	8
	(4) 特定個人情報保護評価書の公表	10
4	特定個人情報保護評価書の見直し	10
5	特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知	10
第6	特定個人情報保護評価の実施時期	11
1	新規保有時	11
	(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11
	(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11
2	新規保有時以外	11
	(1) 基本的な考え方	11

(2) 重要な変更	11
(3) しきい値判断の結果の変更	12
(4) 一定期間経過	12
第7 特定個人情報保護評価書の修正	12
1 基礎項目評価書	12
2 重点項目評価書・全項目評価書	13
第8 番号法及び行政機関個人情報保護法に基づく事前通知	13
第9 特定個人情報保護評価の評価項目	13
1 基本的な考え方	13
2 評価項目	14
(1) 基礎項目評価書	14
(2) 重点項目評価書	14
(3) 全項目評価書	15
第10 委員会の関与	16
1 特定個人情報保護評価書の承認	16
(1) 承認対象	16
(2) 審査の観点	16
2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認	18
第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施	18
第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	18
1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置	18
2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置	18
別表	19

- 様式1 特定個人情報保護評価計画管理書
- 様式2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
- 様式3 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）
- 様式4 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、番号法第 28 条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。

第 1 特定個人情報保護評価の意義

1 特定個人情報保護評価の基本理念

番号法によって導入される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。個人情報の適正な取扱いという観点からは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとしている。

特定個人情報保護評価は、このような番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の 1 つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。特定個人情報保護評価の実施により、評価実施機関が個人情報保護法令の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護につながることを期待される。

2 特定個人情報保護評価の目的

特定個人情報保護評価は、次に掲げることを目的として実施するものである。

- (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等により個人のプライバシー等

の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。

事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

(2) 国民・住民の信頼の確保

番号制度の導入に対して示されてきた個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものである。

3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。）において自ら宣言するものである。

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず、評価実施機関が自らの取組について積極的、体系的に検討し、評価することが期待される。

また、評価実施機関には、個人情報又はプライバシーの保護に関する技

術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待される。

第2 定義

この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者）をいう。
- 2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3号に規定する地方公共団体等（以下単に「地方公共団体等」という。）を除く。）をいう。
- 3 特定個人情報保護評価計画管理書 規則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 4 全項目評価書 番号法第28条第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第28条第4項及び規則第8条の規定、地方公共団体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの）をいう。
- 5 情報連携 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する特定個人情報の提供の求め又は提供をいう。
- 6 重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は当該個人情報の本人（個人情報によって識別される特定の個人であって、当該評価実施機関の従業者を除く。）の数が101人以上のもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）をいう。
- 7 特定個人情報の入手 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を、特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得することをいう。

- 8 特定個人情報の使用 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いることをいう。
- 9 特定個人情報の移転 評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することをいう。
- 10 システム用ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供される電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイルをいう。
- 11 その他の電子ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のものをいう。

第3 特定個人情報保護評価の実施主体

- 1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者
次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、この指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる。
 - (1) 行政機関の長
 - (2) 地方公共団体の長その他の機関
 - (3) 独立行政法人等
 - (4) 地方独立行政法人
 - (5) 地方公共団体情報システム機構
 - (6) 情報連携を行う事業者（番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記(1)から(5)までに掲げる者以外のものをいう。下記第4の4(1)カにおいて同じ。)
- 2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価
上記1に掲げる者が特定個人情報保護評価を実施する際に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめる。
また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。

第4 特定個人情報保護評価の対象

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価の対象は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務とする。

2 特定個人情報保護評価の単位

特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法の別表第一に掲げる事務については、原則として、別表第一の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。別表第一以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。

3 特定個人情報ファイル

特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい（番号法第2条第9項）、個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものである。

特定個人情報ファイルの単位は、特定個人情報ファイルの使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。特定個人情報保護評価の対象となる1つの事務において複数の特定個人情報ファイルを保有することもできる。

4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

(1) 実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務（規則第4条第1号から第7号までに掲げる特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務）は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。次に掲げる事務であっても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第1号）

- イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第2号）
- ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（以下「対象人数」という。）が1,000人未満の事務（規則第4条第3号）
- エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第4号及び第5号）
- オ 公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第5号）
- カ 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第6号）
- キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第7号）

また、特定個人情報保護評価の対象となる事務において複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合で、その一部が上記（ウを除く。）に定める特定個人情報ファイルである場合は、その特定個人情報ファイルに関する事項を特定個人情報保護評価書に記載しないことができる。

（2）特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用

上記（1）に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務であっても、特定個人情報保護評価以外の番号法の規定が適用され、当該事務を実施する者は、番号法に基づき必要な措置を講ずることが求められる。

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

（1）特定個人情報保護評価計画管理書の作成

評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書（様式1参照）を作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更が生じたときは、特定個人情報保護評価計画管理書を速やかに更新するものとする。

(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出

評価実施機関は、規則第3条の規定に基づき、最初の特定個人情報保護評価書の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出するものとする。その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の公表は、不要とする。

2 しきい値判断

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、①対象人数、②評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数（以下「取扱者数」という。）、③評価実施機関における規則第4条第8号ロに規定する特定個人情報に関する重大事故の発生（評価実施機関が重大事故の発生を知ることを含む。以下同じ。）の有無に基づき、次のとおり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断する（以下「しきい値判断」という。）。

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができ、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについても任意で全項目評価を実施することができる。

- (1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条）
- (2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条）
- (3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人

未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項）

- (6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
- (7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
- (8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、委員会に提出するものとする。その際、特定個人情報保護評価書の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要に応じて、当該特定個人情報保護評価書に添付する。

(1) 基礎項目評価書

評価実施機関は、規則第5条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる全ての事務について基礎項目評価書（様式2参照）を作成し、委員会へ提出するものとする。上記2に定めるしきい値判断の結果は、基礎項目評価書に記載するものとする。

(2) 重点項目評価書

評価実施機関は、規則第6条第1項の規定に基づき、上記2(3)、(4)又は(5)の場合は、重点項目評価書（様式3参照）を作成し、委員会へ提出するものとする。

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評

価書（様式4参照）を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目（下記（4）参照）については、この限りではない（規則第10条）。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記2（6）、（7）又は（8）の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目（下記（4）参照）については、この限りではない（規則第7条第3項）。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。また、地方公共団体等が条例等に基づき住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることができる。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分（下

記（４）参照）を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、下記第 10 の 1（２）に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第 7 条第 5 項の規定に基づき、第三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとする。

（４）特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第 28 条第 4 項並びに規則第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項及び第 8 条）。

地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書を委員会に提出した後速やかに、公表するものとする（規則第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項及び第 7 条第 6 項）。

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとする。ただし、規則第 13 条の規定に基づき、公表することにセキュリティ上のリスクがあると認められる場合は、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分を公表しないことができる。この場合であっても、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法など真にセキュリティ上のリスクのある部分に、公表しない部分を限定するものとする。

犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関する特定個人情報保護評価については、評価実施機関は、規則第 13 条の規定に基づき、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は、少なくとも 1 年に 1 回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする（規則第 14 条）。

5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等は、規則第 16 条の規定に基づき、遅滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも 3

年間、その事務の実施をやめたこと等を記載するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表しておくものとする。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

2 新規保有時以外

(1) 基本的な考え方

評価実施機関は、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、下記(2)又は(3)の場合には、特定個人情報保護評価を再実施するものとし、下記(4)の場合には、再実施するよう努めるものとする。

再実施に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。下記(2)から(4)まで以外の場合に特定個人情報保護評価を任意に再実施することを妨げるものではない。

(2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更(規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの)とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、誤字脱字の修正、組織の名称、所在地、法令の題名等の形式的な変更又は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重

要な変更にあたるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更にあたる。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア システムの開発を伴う場合の実施時期

上記1(1)に準ずるものとする。

イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(3) しきい値判断の結果の変更

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする(規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条)。

また、評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする(規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条)。

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書

基礎項目評価書の記載事項に、上記第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更にあたりしない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の

規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、上記第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

この場合は、特定個人情報保護評価の実施に該当せず、全項目評価の場合であっても、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取及び委員会による承認又は第三者点検は必要ない。評価実施機関の任意の判断で、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取又は第三者点検を行うことを妨げるものではない。

第8 番号法及び行政機関個人情報保護法に基づく事前通知

番号法第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定に基づき、行政機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項（以下「事前通知事項」という。）をあらかじめ委員会に通知しなければならない。また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第28条第5項の規定により、それぞれ通知を行ったものとみなす。

行政機関が、重点項目評価書を提出・公表した場合等は、事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

第9 特定個人情報保護評価の評価項目

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価を実施するに当たって、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特

定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識又は分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において宣言するものとする。

2 評価項目

(1) 基礎項目評価書

規則第2条第1号に規定する基礎項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。

また、自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録さ

れる項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管場所その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。重点項目評価書様式は主なリスクのみを示しているが、その他のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

(3) 全項目評価書

法第 28 条第 1 項各号及び規則第 12 条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特

定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。全項目評価書様式に示すもの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ 評価実施手続

行政機関等は、上記第5の3(3)アにより実施した国民からの意見の聴取の方法、主な意見の内容等、下記第10の1に定める委員会による承認のために全項目評価書を委員会に提出した日、委員会による審査等について記載するものとする。

地方公共団体等は、上記第5の3(3)イにより実施した住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載するものとする。

オ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(1) 承認対象

委員会は、上記第5の3(3)アに基づき行政機関等から委員会に提出された全項目評価書を審査し、承認するものとする。

委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わないものとする。

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観

点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正を求めるものとする。

2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認

委員会は、評価実施機関から委員会に提出された特定個人情報保護評価書であって上記1による委員会の承認の対象としないものについては、必要に応じて、その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認するものとする。

委員会は、提出された特定個人情報保護評価書の精査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の再実施その他の是正を求めるものとする。

第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施

評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項第2号、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。

2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置

特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反している場合、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、是正を求めるものとする。

別表

(第6の2(2)関係)

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号の利用 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 3 特定個人情報ファイルの種類 4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 6 特定個人情報の入手元 7 特定個人情報の使用目的 8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10 特定個人情報の保管場所 11 リスク対策（重大事故の発生を除く。）
2 全項目評価書	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 2 個人番号の利用 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 4 特定個人情報ファイルの種類 5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 7 特定個人情報の入手元 8 特定個人情報の使用目的 9 特定個人情報の使用部署 10 特定個人情報の使用方法 11 特定個人情報の突合 12 特定個人情報の統計分析 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定 14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17 特定個人情報の保管場所 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19 その他のリスク対策

平成26年 8月26日
特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める
審査の観点における主な考慮事項

特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか(適合性)、特定個人情報保護評価の内容は指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか(妥当性)等を審査するため、指針に定める審査の観点に加え、審査の観点における主な考慮事項を下記のとおりとする。

【凡例】

()数字：審査の観点(指針第10の1(2))

○数字：審査の観点における主な考慮事項

数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)

I. 適合性

- (1) しきい値判断に誤りはないか。
- (2) 適切な実施主体が実施しているか。
 1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。
- (3) 公表しない部分は適切な範囲か。
- (4) 適切な時期に実施しているか。
- (5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- (6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。

Ⅱ. 妥当性

(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。

2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。

3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。

4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。

5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。

6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。

7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。

8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。

10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。

11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。

12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。

13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。

14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。

17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。
19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。

(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。

(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

- ③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
 24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

- ④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 38. 従業員が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。
- ⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正

な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。
- ⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ず

べき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われな
いために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価
の目的に照らし、妥当なものか。
55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保
たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載してい
るか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つた
ために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目
的に照らし、妥当なものか。
57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリス
クを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情
報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリ
スクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人
情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切となら
ないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価
の目的に照らし、妥当なものか。
60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、
誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載さ
れた対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリ
スクへの対策についての記載はあるか。

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具
体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なも
のか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載
しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載
しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などにつ
いて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当な
ものか。
65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載され
た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、

特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。
71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。
72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。
73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。

⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(別添)

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】
 () 数字: 審査の観点(指針第10の1(2))
 ○ 数字: 審査の観点における主な考慮事項
 数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価実施機関名	
---------	--

特定個人情報保護委員会 承認日	【行政機関等のみ】
公表日	

【全体的な事項】
(1) しきい値判断に誤りはないか。
(2) 適切な実施主体が実施しているか。

1. 評価実施機関が憶数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。

- (3) 公表しない部分は適切な範囲か。
- (4) 適切な時期に実施しているか。
- (5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- (6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。
- (7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- (9) 特定個人情報ファイイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	
②事務の内容 ※	
③対象人数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 宛名システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム2~5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。

2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。

3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。

4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。

3. 特定個人情報ファイル名	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
① 事務実施上の必要性	
② 実施が期待されるメリット	
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
① 実施の有無	[]
② 法令上の根拠	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
7. 評価実施機関における担当部署	
① 部署	
② 所属長	
8. 他の評価実施機関	

5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、具体的な事務の流れに即して説明しているか。
6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。
7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。

<p>(別添1) 事務の内容</p>	<p>(備考)</p>
--------------------	-------------

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	
その必要性	
④記録される項目	[] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	
⑥事務担当部署	

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報への入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。

8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。

3. 特定個人情報への入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	
③入手の時期・頻度	
④入手に係る妥当性	
⑤本人への明示	
⑥使用目的 ※	
変更の妥当性	
使用頻度 ※	
⑦使用の主体	
使用者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	
情報の突合 ※	
情報の統計分析 ※	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	
⑨使用開始日	

10. 特定個人情報への入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。

11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。

12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。

13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。

14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[]] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	() 件
①委託内容	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[]] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の 数	[]] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の 範囲 ※	
その妥当性	
③委託先における取扱者数	[]] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[]] 専用線 []] 電子メール []] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 []] フラッシュメモリ []] 紙 []] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	
再委託	[]] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑦再委託の有無 ※	
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。

17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。

5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

19. 提供した特定個人情報情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。

① 法令上の根拠	
② 移転先における用途	
③ 移転する情報	
④ 移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥ 移転方法	<input type="checkbox"/> 社内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦ 時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
① 保管場所 ※	
② 保管期間	<input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
③ 消去方法	その妥当性
7. 備考	

20. 移転した特定個人情報、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。

21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。

22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。

23. 保管期間を経過した特定個人情報情報を消去する方法を具体的に記載しているか。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特二力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特二力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正なものであるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	
個人番号の真正性確認の措置の内容	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特二力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特二力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に関心を入れている 2) 記録が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っていない 2) 行っていない
ユーザ認証の管理	
具体的な管理方法	
アクセス権限の発効・失効の管理	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っていない 2) 行っていない
具体的な管理方法	
アクセス権限の管理	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っていない 2) 行っていない
具体的な管理方法	
特定個人情報の使用の記録	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な管理方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に関心を入れている 2) 十分である 3) 記録が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に関心を入れている 2) 十分である 3) 記録が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に関心を入れている 2) 十分である 3) 記録が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

32. 宛名システム等において、特定個人情報情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

37. 特定個人情報情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託先による特定個人情報の不正な手続・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託先と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特力を入れている 2) 十分である 3) 記録が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いにおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は、限らない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容及びルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めない場合、提供されないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容及びルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために取っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転・移転が行われるリスク	[]	2) 記録を残していない
特定個人情報の提供・移転の記録	<選択肢> 1) 記録を残している	
具体的な方法	[]	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	[]	
その他の措置の内容	[]	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特二方を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	[]	
リスクに対する措置の内容	[]	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特二方を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまいうリスク	[]	
リスクに対する措置の内容	[]	
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1) 特二方を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	[]	

⑤ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報に不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使用が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れていない 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れていない 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正権であるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れていない 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れていない 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れていない 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れていない 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまふリスク、誤った相手に提供してしまふリスク			
リスクに対する措置の内容	[]		
リスクへの対策は十分か	[]	1) 特に力を入れていない 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われなかったために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供している際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供している際に、特定個人情報の提供方法が適切としないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供している際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
①NISO政府機関統一基準	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
②安全管理体制	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の策 員への周知	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している
⑤物理的対策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容			
⑥技術的対策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な対策の内容			
⑦バックアップ	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・ 周知	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか	[]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号	[]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	2) 保管していない
具体的な保管方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 評価が残されている	2) 十分である

④ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

リスク2: 特定個人情報が高い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスク及びそのリスクに対する措置	

67. 特定個人情報最新の状態を最新の状態で保管するために取っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

68. 保管期間を経過した特定個人情報情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
① 自己点検	[]
具体的なチェック方法	<選択肢> 1) 特にかを入れで行っている 2) 十分に持っている 3) 十分に持っている 1) 特にかを入れで行っていない 2) 十分に持っている 3) 十分に持っている
② 監査	[]
具体的な内容	<選択肢> 1) 特にかを入れで行っている 2) 十分に持っている 3) 十分に持っている 1) 特にかを入れで行っていない 2) 十分に持っている 3) 十分に持っている
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[]
具体的な方法	<選択肢> 1) 特にかを入れで行っている 2) 十分に持っている 3) 十分に持っている 1) 特にかを入れで行っていない 2) 十分に持っている 3) 十分に持っている
3. その他のリスク対策	

④ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。

71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。

72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。

V 開示請求、問合せ

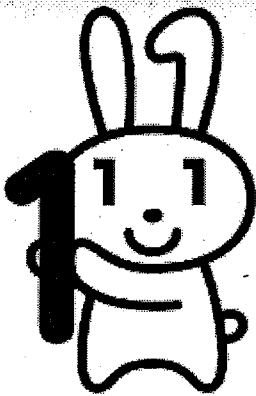
1. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	
②請求方法	
特記事項	
③手数料等 (手数料額、納付方法)	[] <選択肢> 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手段	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	
②対応方法	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのよう
 に修正したかを具体的に記載しているか。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)の概要



平成30年9月版
個人情報保護委員会事務局

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

安心・安全の確保

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人の個人番号を用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。



番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなど各種の保護措置が設けられています。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。



趣 旨

- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 地方公共団体等の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、個人番号が実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

※ 番号法において、国はマイナンバーその他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる(4条)、個人情報保護法において、委員会は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)(60条)とされている。

種 別

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)
- (別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<ガイドラインの構成(共通)>

- 第1 はじめに
 - 第2 用語の定義等
 - 第3 総論〔目的、適用対象、位置付け等を記述〕
 - 第4 各論〔利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述〕
- (別添) 特定個人情報に関する安全管理措置

ガイドラインの総論 ①

ガイドラインの目的・位置付け

○ 番号法第4条及び個人情報保護法第60条に基づき、行政機関等（注1）及び地方公共団体等（注2）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるもの。

（注1）「行政機関等」とは、行政機関個人情報保護法第2条第1項に規定する行政機関及び独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

（注2）「地方公共団体等」とは、地方公共団体及び「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

※ 番号法に特段の規定がない事項については、一般法（注3）の規定又は個人情報保護条例が適用される部分については、一般法を基に定められている指針等（注4）を遵守することを前提としています。

（注3）「一般法」とは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の三つの法律をいう。

（注4）「指針等」とは、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）などをいう。

※ 本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性があります。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等又は地方公共団体等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものです。

番号法と一般法及び個人情報保護条例との関係

○ 番号法の規定は、一般法又は個人情報保護条例の規定に優先して適用されます。

○ 番号法に特段の規定がない事項については、一般法の規定又は個人情報保護条例が適用されます。

○ 地方公共団体は、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、当該特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとしており（番号法第32条）、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

※ 特定個人情報について、利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更、利用目的の明示、保有する個人情報である特定個人情報の正確性の確保等についても、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

※ 条例の改正等が必要となる場合については、「特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等」（24ページ以降）を参照。

2

ガイドラインの総論 ②

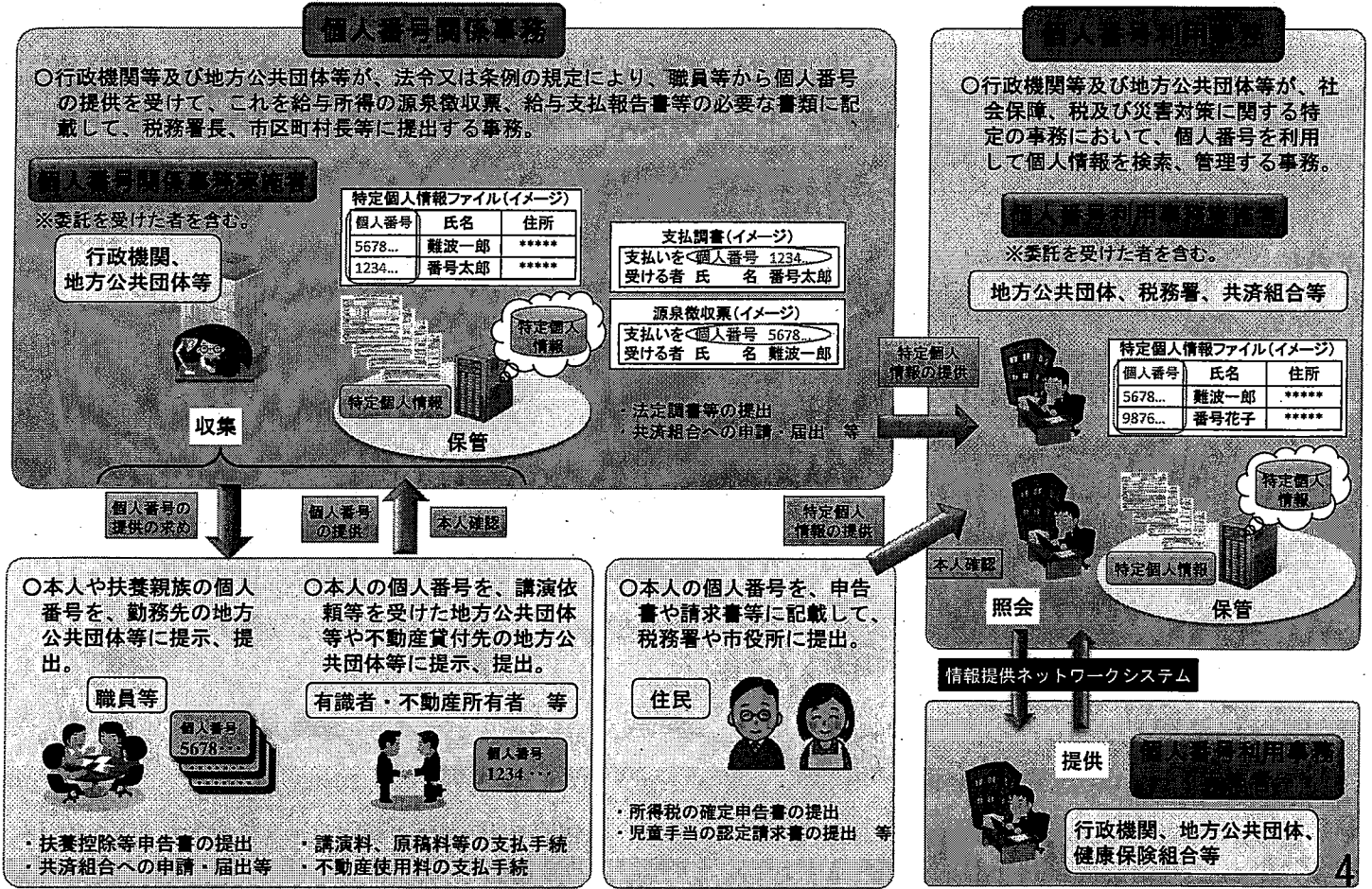
罰則の強化

○ 番号法においては、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び住民基本台帳法における類いの刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。また、項番①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用されます（同法第56条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法
①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第53条[第50条]）	—
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条[第51条]）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第42条）
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上（第50条）	—	同上（第42条）
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第51条）	—	—
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第52条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条[第52条]）	—
⑥	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第53条）	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第43条）
⑦	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条）	—	30万円以下の罰金（第46条、第47条）
⑧	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	—	30万円以下の罰金（第46条）

3

行政機関・地方公共団体等における個人番号利用事務等



利用制限、提供制限、収集・保管制限

利用の制限

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできません。
- 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられている事務及び番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）、個人番号関係事務（職員等の社会保障及び税に関する手続書類の作成事務）、番号法第19条第12号から第16号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

提供の制限

- 個人番号利用事務等を処理するために必要がある場合に限り、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
 - 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
 - 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。
- ※ 同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することは「提供」に当たります。

<番号法で限定的に明記された場合> (番号法第19条各号(抄))

第1号	個人番号利用事務実施者からの提供
第2号	個人番号関係事務実施者からの提供
第3号	本人又は代理人からの提供
第4号	機構による個人番号の提供(第14条第2項、施行令第11条)
第5号	委託、合併に伴う提供
第6号	住民基本台帳法上の規定に基づく提供(施行令第19条)
第7号、第8号	情報提供ネットワークシステムを通じた提供(施行令第21条、番号法第十九条第八号規則)
第9号	国税・地方税法に基づく国税連携及び地方税連携による提供(施行令第22条、第23条)
第10号	地方公共団体の他の機関に対する提供
第12号	委員会からの提供の求め
第14号	各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供(施行令第26条、施行令別表)
第15号	人の生命、身体又は財産の保護のための提供
第16号	委員会規則に基づく提供

収集・保管制限

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

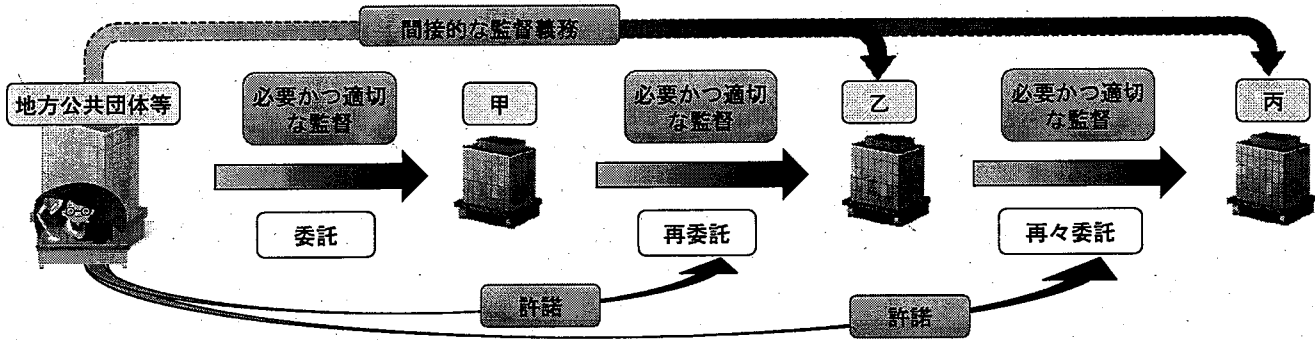
委託

- 委託者（行政機関等及び地方公共団体等）は、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ※ 委託者は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断しなければなりません。また、委託先に対する監督義務だけでなく、再委託先に対しても間接的に監督義務を負うこととなります。

《必要かつ適切な監督》

- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結
(契約に盛り込む必要がある内容)
 - ・ 秘密保持義務
 - ・ 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
 - ・ 特定個人情報の目的外利用の禁止
 - ・ 再委託における条件
 - ・ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

- ・ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- ・ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
- ・ 従業者に対する監督・教育
- ・ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- ・ 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等



- 委託先が再委託する場合は、最初の委託者（地方公共団体等）の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託以降も同様です。

6

情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

- 行政機関等及び地方公共団体等は、番号法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなります。また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報を提供することも認められます。

※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、行政機関及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできません。

- 情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません。（番号法第22条第1項、第26条）

情報提供等の記録

- 情報照会者又は条例事務関係情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、情報提供等の記録を7年間保存しなければなりません。

7

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。（特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。）

特定個人情報保護評価に記載した措置の実施

- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されています（番号法第21条第2項第2号、第28条第6項）。

その他の取扱い ①

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

- 行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっています。
- ※ 地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

- 行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定が適用されます。ただし、番号法において同項が読み替えられて適用されるため、当該行政機関の長が同項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない通知先は、総務大臣ではなく委員会です。通知した事項を変更しようとするときも、同様です。

〈参考〉行政機関における個人情報保護委員会への事前通知等の要否

事前通知等の要否	具体的な場面
必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たなくなったとき （注）全項目評価書を委員会に提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け、公表したときは、委員会に対する事前通知があったものとみなされる。また、重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱われます。
不要な場合	行政機関個人情報保護法第10条第2項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル

（独立行政法人等、地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はありません。）

開示請求・訂正請求・利用停止請求

- 行政機関等の保有する特定個人情報に関する開示、訂正、利用停止の請求等については、番号法第30条及び第31条により、行政機関個人情報保護法等が読み替えられ、次に掲げるとおり個人情報の取扱いと異なる規定となっています。
- ※ 地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

《一般法と異なる規定》

【開示請求】

- A 代理人の範囲の拡大（法定代理人のほか、任意代理人も本人に代わって開示の請求をすることができる。）
- B 情報提供等の記録については、事案の移送を禁止
- C 他の法令による開示の実施との調整を行わない
- D 開示請求の手数料の免除

【訂正請求】

- A 代理人の範囲の拡大（法定代理人のほか、任意代理人も本人に代わって訂正の請求をすることができる。）
- B 情報提供等の記録については、事案の移送の禁止
- C 情報提供等の記録について訂正を実施した場合の通知先の変更

【利用停止請求】

- A 代理人の範囲の拡大（法定代理人のほか、任意代理人も本人に代わって利用停止の請求をすることができる。）
- B 請求事由の追加等（番号法第19条、第20条又は第29条の規定に違反して特定個人情報が利用され、又は提供されているとき）
- C 情報提供等の記録については、利用停止の請求をすることができない

安全管理措置（概要）

概要

- 個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、行政機関等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として、特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

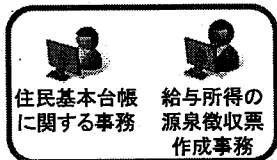
安全管理措置の検討手順

特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報

- 特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要があります。

A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

個人番号を取り扱う事務の範囲(例)



B 特定個人情報等の範囲の明確化

源泉徴収票作成事務における特定個人情報等の範囲(例)

氏名	個人番号	性別	所属	年税額
番号太郎	123456...	男	○課	XXX,XXX
番号花子	234567...	女	△課	XXX,XXX
難波一郎	345678...	男	●部	XXX,XXX
難波次郎		男	退職	

C 事務取扱担当者の明確化

部署名（○○課、○○係等）、事務名（○○事務担当者）等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名する等を行う必要があると考えられます。

- D 基本方針の策定
- E 取扱規程等の見直し等

安全管理措置（講ずべき安全管理措置の概要）

安全管理措置検討の前提

○ 安全管理措置を講ずるに当たり、次に掲げるものを遵守することを前提とします。

- ・ 番号法
- ・ 行政機関個人情報保護条例等関係法令
- ・ 本ガイドライン
- ・ 指針等^(注)
- ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等
- ・ 特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容
- ・ 接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等

(注)「指針等」とは、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）」及び「地方公共団体における個人情報保護対策について（平成15年6月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）」等をいう。

12

安全管理措置（講ずべき安全管理措置の概要）

講ずべき安全管理措置の項目

- A 基本方針の策定
- B 取扱規程等の見直し等
- C 組織的安全管理措置
 - a 組織体制の整備
 - b 取扱規程等に基づく運用
 - c 取扱状況を確認する手段の整備
 - d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備
 - e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- D 人的安全管理措置
 - a 事務取扱担当者の監督
 - b 事務取扱担当者等の教育
 - c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処
- E 物理的安全管理措置
 - a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
 - b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
 - d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
- F 技術的安全管理措置
 - a アクセス制御
 - b アクセス者の識別と認証
 - c 不正アクセス等による被害の防止等
 - d 情報漏えい等の防止

ガイドラインに示す安全管理措置の項目以外にも、保有する特定個人情報等の性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討の結果に基づき、情報漏えい等事案の未然防止及び検知並びに事案発生時の拡大防止等の観点から、適切に判断してください。



組織的安全管理措置



人的安全管理措置

基本方針
の策定



組織

取扱規程等
の見直し等



物理的安全管理措置



技術的安全管理措置

13
143

講ずべき安全管理措置の構成

- 特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述しています。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したのではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要します。

F 技術的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

安全管理措置として講ずる内容

〈手法の例示〉

- * アクセス制御を行う方法としては、次に掲げるものが挙げられる。
 - ・ 特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システム端末等を限定する。
 - ・ 各情報システムにおいて、アクセスすることのできる特定個人情報ファイルを限定する。
 - ・ ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

具体的な手法の例示。

組織の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性により、適切な手法を採用する。

安全管理措置（講ずべき安全管理措置 A基本方針の策定、B取扱規程等の見直し等）

A 基本方針の策定

- 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

特定個人情報等の取扱いに係る基本方針は、既存の個人情報の取扱いに関する基本方針（個人情報保護方針等）を改正する方法又は別に策定する方法いずれでも差し支えありません。

B 取扱規程等の見直し等

- スライド11の安全管理措置の検討手順A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければなりません。
- 特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持ち出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要です。

既存の個人情報の保護に係る取扱規程等がある場合には、特定個人情報の取扱いを追記することも可能と考えられます。

C 組織的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければなりません。

a 組織体制の整備

- 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。組織体制の整備として、次に掲げる事項を含める。地方公共団体等は、次に掲げる事項を参考に、適切に組織体制を整備する。
- ・ 総括責任者（機関等に各1名）の設置及び責任の明確化
 - ・ 保護責任者（個人番号利用事務等を実施する課室等に各1名）の設置及び責任の明確化
 - ・ 監査責任者の設置及び責任の明確化
 - ・ 事務取扱担当者及びその役割の明確化
 - ・ 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化
 - ・ 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制の整備
 - ・ 個人番号の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制の整備
 - ・ 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

b 取扱規程等に基づく運用

- 取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する。記録については、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。

記録を保存することは、取扱規程等に基づく確実な事務の実施、情報漏えい等の事案発生等の抑止、監査及び情報漏えい等の事案に対処するための有効な手段です。記録として保存する内容及び保存期間は、システムで取り扱う情報の種類、量、システムを取り扱う職員の数、監査の頻度等を総合的に勘案し、適切に定めることが重要であると考えます。

c 取扱状況を確認する手段の整備

- 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、次に掲げる項目を含めて記録する。
なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。
- ・ 特定個人情報ファイルの名称
 - ・ 行政機関等の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - ・ 特定個人情報ファイルの利用目的
 - ・ 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - ・ 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法

d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備

- 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。
- 情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

- 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び他部署等による点検を含む。）を行い、その結果を総括責任者に報告する。
- 総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。

D 人的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければなりません。

a 事務取扱担当者の監督

- 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

b 事務取扱担当者等の教育①

- 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を行う。
- 教育研修については、教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

b 事務取扱担当者等の教育②

- サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ^(注)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第29条の2、番号法施行令第30条の2）。
 - ・研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとする。
 - ・研修の内容は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとする。
 - ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね一年ごとに研修を受けさせるものとする。

(注) サイバーセキュリティとは「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。

c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処

- 法令又は内部規程等に違反した職員に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処する。

E 物理的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければなりません。

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

- 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。
- 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。
- 基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理する場合は、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を講ずる。
 - ① 入退室管理
 - ・ 情報システム室等に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。また、情報システム室等に特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。
 - ・ 必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
 - ・ 必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。
 - ② 情報システム室等の管理
 - ・ 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。

c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

- 許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- 取扱規程等の手続に基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講ずる。
- 「持ち運ぶ」とは、特定個人情報等を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、庁舎内での移動等であっても、特定個人情報等の紛失・盗難等に留意する必要がある。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

- 特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。
- 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、各機関において判断してください。



個人番号利用事務等に用いたものは、定められた期間保存した後に、廃棄する



廃棄時に物理的に破碎する

氏名	個人番号	性別	所属	年税額
番号太郎	[Redacted]	男	...	退職
番号花子	234567...	女	...	△課 xxx,xxx
難波一郎	345678...	男	...	●部 xxx,xxx
難波次郎	[Redacted]	男	...	退職

事務処理に必要なくなった個人番号をデータベースから削除する

F 技術的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければなりません。

a アクセス制御

- 情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

b アクセス者の識別と認証

- 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

c 不正アクセス等による被害の防止等

- 情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。
- 個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

d 情報漏えい等の防止

- 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。
- 特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿する。